

平成20年度

包括外部監査結果報告書

「指定管理者制度導入施設における
管理者の選定、事務執行及び
管理運営について」

徳島県包括外部監査人
元井 信介

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件の名称（テーマ）	1
3 監査を実施した期間	3
4 監査従事者	3
5 利害関係	3
6 監査テーマ選定の理由	3
7 監査の視点	4
8 主な監査手続	4
第2章 公の施設と指定管理者制度	6
1 公の施設	6
2 公の施設の管理と指定管理者制度	10
3 徳島県における公の施設に対する取組み	10
第3章 個別施設の検討と指摘及び意見	13
徳島県立文学書道館	13
徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館	22
徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）、徳島県立渦の道	34
徳島県立出島野鳥公園	48
徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）	59
徳島県立あすたむらんど	73
徳島県立神山森林公園	86
徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園	95
徳島県鳴門ウチノ海総合公園	108
徳島県月見が丘海浜公園	116
徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場、徳島県幸町駐車場	127
徳島県藍場町地下駐車場、徳島県松茂駐車場	140

第4章 指摘及び意見の総括	156
第1 指定管理者制度の目指すもの	156
第2 徳島県における指定管理者制度の問題点	156
指摘及び意見の一覧表	172

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

監査対象

指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について

監査対象施設

所管	施設名	導入時期	指定管理者	期間	
県民環境部	徳島県立男女共同参画交流センター（ホール、研修室等）	H18.11.11	(財)徳島県観光協会	5年	
県民環境部	徳島県立男女共同参画交流センター（子育て支援事業）	H18.11.11	(株)クラッシー	5年	
県民環境部	徳島県郷土文化会館	H18.4.1	(財)徳島県文化振興財団	5年	
県民環境部	徳島県立文学書道館	H18.4.1	(財)徳島県文化振興財団	5年	
県民環境部	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷	H20.4.1	(財)徳島県文化振興財団	3年	
県民環境部	徳島県鳴門総合運動公園	H18.4.1	(財)徳島県スポーツ振興財団	5年	
	徳島県蔵本公園スポーツ施設				
	徳島県立中央武道館				
県民環境部	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里	H18.4.1	佐那河内村	3年	
保健福祉部	徳島県立総合福祉センター	H18.4.1	(社福)徳島県社会福祉事業団	3年	
保健福祉部	徳島県立軽費老人ホーム千秋園	H18.4.1	(社福)徳島県社会福祉事業団	3年	
保健福祉部	徳島県立ライトホーム	H18.4.1	(社福)徳島県社会福祉事業団	3年	

保健福祉部	徳島県立障害者交流プラザ (障害者交流センター及び視 聴覚障害者支援センター)	H18.4.1	(社福)徳島県社会福祉事 業団	3年	
保健福祉部	徳島県立障害者交流プラザ (障害者スポーツセンター)	H18.4.1	(株)ハッピー	3年	
保健福祉部	徳島県立人権教育啓発推進セ ンター	H19.4.1	NPO ヒューマンライツ文 化・福祉ネットワーク	5年	
商工労働部	徳島県立大鳴門架橋記念館 (エディ)	H18.4.1	(株)ネオビエント・(財)徳 島県観光協会共同企業体	3年	
	徳島県立渦の道				
商工労働部	徳島県立美馬野外交流の郷	H18.4.1	四国開発土木(株)	3年	
商工労働部	徳島県立出島野鳥公園	H18.4.1	(株)コート・ベール徳島	3年	
商工労働部	徳島県立産業観光交流センタ ー(アスティとくしま)	H18.4.1	(財)徳島県観光協会	5年	
商工労働部	徳島県立あすたむらんど	H18.4.1	(株)ネオビエント	5年	
農林水産部	徳島県腕山放牧場	H18.4.1	徳島県酪農業協同組合連 合会	3年	
農林水産部	徳島県立神山森林公園	H18.4.1	神山町	3年	
農林水産部	徳島県立高丸山千年の森	H18.4.1	かみかつ里山倶楽部	3年	
県土整備部	徳島県日峯大神子広域公園	H18.4.1	(財)徳島県建設技術セン ター	3年	
	徳島県文化の森総合公園				
県土整備部	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	H18.4.1	鳴門市	3年	
県土整備部	徳島県月見が丘海浜公園	H19.4.1	松茂町	3年	
県土整備部	徳島県富田浜第一駐車場	H18.4.1	(社福)徳島県社会福祉協 議会	3年	
	徳島県富田浜第二駐車場				
	徳島県幸町駐車場				
県土整備部	徳島県借上公共賃貸住宅	H18.4.1	シティハウジング(株)	3年	
県土整備部	徳島県営住宅(改良住宅)	H18.4.1	徳島県住宅供給公社	3年	
企 業 局	徳島県藍場町地下駐車場	H18.4.1	(財)徳島県企業公社	3年	

	徳島県松茂駐車場				
教育委員会	徳島県立牟岐少年自然の家	H20.4.1	岡田企画(株)	3年	
教育委員会	徳島県立埋蔵文化財総合センター	H18.4.1	(財)徳島県埋蔵文化財センター	3年	

は、第3章において取り上げた施設

監査の対象とした期間

平成18年度及び平成19年度。ただし、必要に応じて平成17年度以前及び平成20年度も監査の対象とする。

3 監査を実施した期間

平成20年6月11日から平成21年3月31日まで

4 監査従事者

包括外部監査人

弁護士 元井 信介

包括外部監査人補助者

弁護士 山本 啓司

公認会計士 井関 勝令

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

平成15年に地方自治法が一部改正されたことにより、公の施設の管理運営について、管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設された。

これに伴い、徳島県においても、現在、公の施設のうち37施設について指定管理者による管理運営が行われている。

この公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために

設置される施設であることから、その管理運営状況は県民の生活や福祉に直接関わりがある。また、その管理運営には多額の県費を要するのであって、そのあり方に対する県民の関心も高いと思われる。

そこで、徳島県における公の施設の管理が、指定管理者制度創設の趣旨を踏まえて、適切に行われているかを監査する必要があると考え、テーマとして選定した。

7 監査の視点

指定管理者制度導入は、制度趣旨からして合理的に行われているか。

- 1) 指定管理期間は適切か。
- 2) 指定管理の対象施設の組み合わせは妥当か。
- 3) 利用料金制、報奨金制、ペナルティ条項の導入施設については、施設の基本的性格に適合しているか。

選定手続は、公平、公正な競争の確保に配慮され、適正に行われているか。

- 1) 選定委員会の構成等は適正か。
- 2) 募集方法、募集期間は適正か。
- 3) 審査基準や審査方法は、公平、公正に行われているか。
- 4) 選定結果の議会承認手続が、適正に行われているか。

協定書等の内容は、適正か。

指定管理は、適正に行われているか。

- 1) 指定管理者の委託契約は、適正に行われているか。
- 2) 指定管理者からの事業報告は、指定管理の状況を適正に報告しているか。
- 3) 指定管理の経費の内容、支出の時期、手続は、適切か。
- 4) 県は、指定管理者の管理運営の状況について、適切なモニタリングを実施しているか。
- 5) 公の施設として、利用者ニーズに応じた適切な管理運営が行われているか。

8 主な監査手続

それぞれの施設の所管部局に依頼して指定管理前の管理状況、選定手続、指定管理後の管理状況等に関する文書、資料を取り寄せ、これらを精査し、分析した。

また、それぞれの施設の所管部局や指定管理者からヒアリングし、必要に応じて

資料等の提示を求めた。

さらに、必要に応じて施設の現地調査、確認を行い、現地にて指定管理者からヒアリングするなどした。

これらの結果を整理、検討し、報告書を作成した。

第2章 公の施設と指定管理者制度

1 公の施設

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設をいう(地方自治法第244条第1項)。具体的には、住民が無料または有料にて使用できる文化施設や体育施設などである。

公の施設は、地方公共団体が「住民の福祉を増進する目的」で設ける施設であるから、例えば財政上の理由から設ける競艇場、競輪場などは含まれない。

また、公の施設は、「住民の利用に供するため」の施設であるから、例えば警察の留置場などは含まれない。

公の施設は住民の利害に深い関係を持つものであるため、その設置及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除くほか、条例で定めなければならない(地方自治法第244条の2第1項)。

徳島県における公の施設は、以下のとおりである(平成20年4月1日現在)。

所管部局	施設名	管理状況	設置条例
危機管理局	防災センター	直営	徳島県立防災センターの設置及び管理に関する条例
県民環境部	男女共同参画交流センター(ホール、研修室等を利用に供する業務等)	指定管理	徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例
	男女共同参画交流センター(子育て支援業務)	指定管理	徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例
	改修中(青少年センター)	PFI事業	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例
	郷土文化会館	指定管理	徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例
	文学書道館	指定管理	徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例
	阿波十郎兵衛屋敷	指定管理	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例

	蔵本公園・鳴門総合運動公園・中央武道館	指定管理	徳島県都市公園条例・徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例
	佐那河内いきものふれあいの里	指定管理	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例
保健福祉部	厚生寮	直営	徳島県厚生寮の設置及び管理に関する条例
	総合福祉センター	指定管理	徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
	軽費老人ホーム千秋園	指定管理	徳島県立軽費老人ホーム千秋園の設置及び管理に関する条例
	婦人保護施設しらぎく寮	直営	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の設置及び管理に関する条例
	ライトホーム	指定管理	徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例
	障害者交流プラザ(障害者交流センター等)	指定管理	徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例
	障害者交流プラザ(障害者スポーツセンター)	指定管理	徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例
	あさひ学園	直営	徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例
	人権教育啓発推進センター	指定管理	徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例
	看護専門学校	直営	徳島県立看護専門学校の設置及び管理に関する条例
	看護学院	直営	徳島県立看護学院の設置及び管理に関する条例
	出羽島診療所	直営	徳島県診療所の設置及び管理に関する条例

商工労働部	徳島テクノスクール・鳴門テクノスクール・阿南テクノスクール・西部テクノスクール	直営	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例
	大鳴門橋架橋記念館・渦の道	指定管理	徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例・徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例
	産業観光交流センター	指定管理	徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例
	美馬野外交流の郷	指定管理	徳島県立野外交流の郷の設置及び管理に関する条例
	出島野鳥公園	指定管理	徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例
	あすたむらんど	指定管理	徳島県立あすたむらんどの設置及び管理に関する条例
農林水産部	腕山放牧場	指定管理	徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例
	神山森林公園	指定管理	徳島県立神山森林公園の設置及び管理に関する条例
	高丸山千年の森	指定管理	徳島県立高丸山千年の森の設置及び管理に関する条例
	園瀬川貯木場・津田第一貯木場・津田第二貯木場	直営	徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例
	農業大学校	直営	徳島県農業大学校の設置及び管理に関する条例
県土整備部	南部健康運動公園	管理許可	徳島県都市公園条例
	日峯大神子広域公園・文化の森総合公園	指定管理	徳島県都市公園条例
	鳴門ウチノ海総合公園	指定管理	徳島県都市公園条例
	富田浜第一・富田浜第二・幸町駐車場	指定管理	徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例
	月見が丘海浜公園	指定管理	徳島県都市公園条例

	新町川公園	直営	徳島県都市公園条例
	借上公共賃貸住宅	指定管理	徳島県借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
	県営住宅(改良住宅) 2団地	指定管理	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例
	県営住宅(公営住宅) 45団地	管理代行	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例
	港湾施設	直営	徳島県港湾施設管理条例
企業局	藍場町地下・松茂駐車場	指定管理	徳島県駐車場事業管理条例
病院局	中央病院・三好病院・海部病院	直営	徳島県病院事業の設置等に関する条例
教育委員会	(寄宿舍) 徳島寮・阿南寮・麻植寮・美馬東部寮・美馬寮・三好寮	直営	徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例
	牟岐少年自然の家	指定管理	徳島県立少年自然の家の設置及び管理に関する条例
	図書館	直営	徳島県文化の森総合公園文化施設条例
	博物館	直営	徳島県文化の森総合公園文化施設条例
	近代美術館	直営	徳島県文化の森総合公園文化施設条例
	文書館	直営	徳島県文化の森総合公園文化施設条例
	21世紀館	直営	徳島県文化の森総合公園文化施設条例
	鳥居記念博物館	直営	徳島県立鳥居記念博物館条例
	埋蔵文化財総合センター	指定管理	徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例

2 公の施設の管理と指定管理者制度

公の施設の管理について、従来は管理委託制度が採られており、管理運営の委託先として地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていた。

これが、平成15年9月に施行された改正地方自治法によって、これまでの管理委託制度が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度の最大の特徴は、民間事業者が公の施設の管理運営主体となることが可能となった点にある。

このような指定管理者制度導入の目的は、民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることにある。

〔管理委託制度（従来）〕

管理受託者（以下の者に限定）

- ・地方公共団体が1/2以上出資している団体

- ・公共団体
- ・公共的団体

管理の内容

- ・地方公共団体の管理のもとで委託された管理業務の執行（施設の管理権限は地方公共団体が保有）

〔指定管理者制度〕

指定管理者（特段の制限なし）

- ・法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定（営利企業やNPOによる施設管理が可能）

管理の内容

- ・条例に規定された管理業務の範囲において管理の代行（施設の管理権限を指定管理者に委任）

3 徳島県における公の施設に対する取組み

平成15年9月の地方自治法の改正による指定管理者制度の導入後の徳島県の公の施設に対する取組みは、次のとおりである。

平成16年6月

「公の施設改革推進指針」の策定

「公の施設を点検評価するとともに、将来の方向性を定

	める。」																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 広く一般県民が利用する59施設 ・取組期間 平成16～17年度 ・見直しの方向性 <ul style="list-style-type: none"> 分類 <ul style="list-style-type: none"> ・廃止、休止 ・用途変更（機能一部廃止、市町村等への移管含む） ・存続（指定管理者制度の導入、委託先の変更等を含む） ・特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の手法を活用 ・外部有識者「リフレッシュとくしまプラン推進委員会」の意見 																				
平成16～17年	公の施設の見直し																				
平成17年2月	<p>評価結果「公の施設の見直し状況」の公表</p> <p>直営施設 24施設</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>直営</td><td>12施設</td></tr> <tr><td>市町村移管</td><td>3施設</td></tr> <tr><td>廃止</td><td>7施設</td></tr> <tr><td>移転検討</td><td>1施設</td></tr> <tr><td>指定管理者制度の導入検討</td><td>1施設</td></tr> </table> <p>管理委託施設 35施設</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>指定管理者制度の導入検討</td><td>27施設</td></tr> <tr><td>市町村移管</td><td>1施設</td></tr> <tr><td>民営化</td><td>4施設</td></tr> <tr><td>廃止</td><td>2施設</td></tr> <tr><td>休止</td><td>1施設</td></tr> </table>	直営	12施設	市町村移管	3施設	廃止	7施設	移転検討	1施設	指定管理者制度の導入検討	1施設	指定管理者制度の導入検討	27施設	市町村移管	1施設	民営化	4施設	廃止	2施設	休止	1施設
直営	12施設																				
市町村移管	3施設																				
廃止	7施設																				
移転検討	1施設																				
指定管理者制度の導入検討	1施設																				
指定管理者制度の導入検討	27施設																				
市町村移管	1施設																				
民営化	4施設																				
廃止	2施設																				
休止	1施設																				
平成18年4月	指定管理者制度の導入 33施設																				

	(平成20年4月現在 37施設)
--	------------------

第3章 個別施設の検討と指摘及び意見

徳島県立文学書道館

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県立文学書道館】

所在地 徳島市中前川町2丁目22-1

根拠条例及び所管課

条例 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例

所管課 県民環境部文化国際課

供用開始 平成14年10月26日

施設概要、内容

施設規模 3階建て、延べ床面積4,195㎡(積層書架含み4,598㎡)

主要施設 文学常設展示室 / 書道美術常設展示室 / 瀬戸内寂聴記念室 / 収蔵展示室 / 特別展

室 / ギャラリー / 講座室 / 実習室 / 図書閲覧室ほか

指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県文化振興財団に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	1,871,410,000
H16	2,289,918,000
H17	2,285,527,000

施設の利用状況



平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
H15	62,258	5,302,050
H16	63,033	4,178,685
H17	67,367	5,793,155
H18	62,654	4,885,885
H19	67,461	4,262,365

2 指定管理者について

名称 財団法人徳島県文化振興財団

代表者 指定管理開始当時 理事長 木村正裕
(非常勤、現職副知事)

現在 理事長 河野博喜
(常勤、県職員OB)

所在地 徳島県徳島市藍場町2-14

設立時期 平成9年4月1日

目的

県民の幅広い文化活動を積極的に支援することにより、新しい県民文化創造と発展に寄与すること

事業内容

徳島県郷土文化会館、徳島県立文学書道館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営等

組織

1) 役員

理事長 1名(常勤、県職員OB)

副理事長 1名(非常勤)

常務理事 1名(常勤、県職員OB)

理事 11名(非常勤)

2) 職員

42名（常勤18名、非常勤24名）

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県	901,000,000円
市町村その他	132,000,000円
合計	1,033,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成17年8月10日 募集要項の公表
平成17年8月10日 関係書類の配布開始
平成17年8月24日 現地説明会参加申込締切
平成17年8月25日 現地説明会の開催（参加者数・7団体）
平成17年9月9日 関係書類の配布終了
平成17年9月12日 申請書類の受付
平成17年9月21日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	会社役員
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
外部	財団法人徳島県文化協会理事
内部	徳島県理事
内部	県民環境部長
内部	県民環境部県民環境政策課長

内部	県民環境部文化国際課長
----	-------------

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年8月8日

募集要項の承認、審査基準の決定(所要時間1時間15分)

第2回選定委員会 平成17年10月13日

指定管理候補者の選定(所要時間1時間)

3) プレゼン・面接の実施状況

第2回選定委員会にて実施。

審査基準及び配点

審査項目	配点
・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進等 ・文化事業の企画・実施	40
・収支計画 ・サービス向上との整合性	20
・組織体制の整備 ・職員の専門性 ・適正な維持管理 ・財政基盤等	30
・地域との連携・貢献 ・安全管理等	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 財団法人徳島県文化振興財団	76.53点
A団体	48.46点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）

指定管理料実績額

平成18年度 170,715,000円

平成19年度 170,715,000円

第2 指摘及び意見

1 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分以上を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

特に、平成18年度に本施設の指定管理者に応募し、現実に選定された財団法人徳島県文化振興財団は、副知事とその理事長を兼任するなど、県との関係は密である。このような関係に鑑みれば、その選定結果の公平性、客観性には一層疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月10日 募集要項公表

同月24日 現地説明会参加申込締切

同月25日 現地説明会実施

同年9月21日 申請書類等提出期限

上記スケジュールを見ると、募集要項公表から申請書類等の提出期限まで、1ヶ月余りに過ぎず、その日程は全体的に極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

この点、本施設については、すでに述べたとおり、現地説明会に参加した団体数7団体に対して、実際に申請した団体は2団体にとどまった。この結果は、上記スケジュールが、新規参入者にとって厳しいものであったことが影響したとも考えられる。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなると、やはり従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。そして、本施設について、実際に申請をした団体が2団体にとどまったことはすでに述べたとおりであるが、先に述べたスケジュール等の条件に加え、本施設に関する情報の格差もあって、このような結果になってしまった可能性もある。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されて

いる。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

2 基本協定書等の内容

特別展示等の経費など（意見）

本施設には、一部観覧料あるいは使用料を徴収する施設等が予定されているが、その観覧料等は県が受領することになっている（基本協定書第22条）。

他方で、本施設については、要求水準書により、常設展示の他、特別展示を年間に一定回数開催することなどが求められているが、特別展示等に要する経費を県が直接負担する規定はなく、結局指定管理者が受領した指定管理料の中から支出することになる。

しかし、このような規定のあり方では、理論上、指定管理者は特別展示等を充実させればさせるほどその利益が減少してしまうため、特別展示等を充実させて利用者増を図るというインセンティブは働きにくい。むしろ特別展示等に要する経費を安価に抑えて自己の利益を確保しようという意識を生じさせてしまうおそれがある。

したがって、本施設では、利用者数に応じた報奨金給付制度の導入や、特別展示等に要する経費につき、事前事後にその内容を確認することを前提として、県が最終的にこれを負担する制度の導入など、その展示内容の充実や利用の促進を確保するための方策を検討すべきである。

修繕費について（意見）

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第25条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指

定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第15条）指定管理者から県に提出された「徳島県立文学書道館管理運営業務計画書承認申請書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

委託契約の内容については、指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託先について、委託金額上位10契約中10契約全てが、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のうち8契約が一者随意契約にて締結しているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

モニタリングについて（意見）

本施設について、指定管理者からの月次報告では、利用者数の集計が報告され、その内容は各年度終了後に提出される事業報告書にも記載されている。

しかし、その利用者数集計の実情について確認したところ、施設内の常設展示観覧者、特別展示観覧者、講座等参加者、講座室等の貸館利用者、図書室利用者の人数を単純に合算して集計したとの説明であった。

この点、施設利用者には、例えば講座に参加した後に常設展示を観覧するなどする利用者も少なくないと推測されるが、このような利用者については二重、三重にカウントされることになるため、このようにして集計された数字は、その利用実情とは乖離している可能性がある。

本施設の基本協定書では、事業報告書に「本件施設の利用状況に関する事項」を「正確に記載」することが規定されていることからいっても（基本協定書第26条）、このような利用者数集計の実情には問題がある。

したがって、施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。

徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設】

所在地 鳴門市撫養町立岩字四

枚61番地

根拠条例及び所管課

条例 徳島県都市公園条例

所管課 県民環境部県民スポーツ課（平成20年3月31日以前は教育委員会スポーツ健康課が所管）



供用開始 昭和44年5月20日

施設概要、内容

施設名	施設規模	主要施設
陸上競技場	面積32,354㎡ 収容20,441人	トラック・フィールド等
第2陸上競技場	面積13,627㎡	トラック
野球場	面積22,132㎡ 収容18,600人	
体育館	面積 6,553㎡ 収容 1,500人	アリーナ等
武道館	面積 2,675㎡ 収容 500人	アリーナ・サブ道場
弓道場	面積 765㎡ 収容 100人	近的12人立・遠的6人立
庭球場	面積 9,200㎡ 収容 1,000人	砂入り人工芝4面
球技場	面積21,966㎡ 収容 2,200人	フィールド

相撲場	面積 860㎡ 収容 500人	
集会場	面積 455㎡ 収容 100人	

指定管理前の管理状況

昭和46年11月～ 財団法人鳴門総合運動公園協会に管理委託

昭和48年7月～ 財団法人徳島県総合運動公園協会（名称変更）

平成9年4月～ 財団法人徳島県スポーツ振興財団（旧財団法人徳島県スポーツ振興事業団と合併）

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料（円）
H15	304,606,000
H16	404,465,000
H17	339,751,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数（人）	利用料金（円）
H15	368,948	23,642,870
H16	478,982	27,100,681
H17	501,623	33,634,700
H18	506,570	34,776,241
H19	434,337	30,293,107

【徳島県蔵本公園スポーツ施設】

所在地 徳島市庄町1丁目76番地の2

根拠条例及び所管課

条例 徳島県都市公園条例

所管課 県民環境部県民スポーツ課（平成20年3月31日以前は教育委員会スポーツ健康課が所管）

供用開始 昭和27年5月19日

施設概要、内容

施設名	施設規模	主要施設
野球場	面積23,142m ² 収容15,000人	
プール	面積 8,847m ² 収容 1,500人	50mプール・25mプール等
庭球場	面積13,530m ² 収容 1,500人	砂入り人工芝10面等
相撲場	面積 720m ² 収容 300人	

指定管理前の管理状況

昭和46年11月～ 財団法人鳴門総合運動公園協会に管理委託

昭和48年7月～ 財団法人徳島県総合運動公園協会（名称変更）

平成9年4月～ 財団法人徳島県スポーツ振興財団（旧財団法人徳島県スポーツ振興事業団と合併）

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料（円）
H15	150,784,000
H16	272,867,000
H17	121,741,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数（人）	利用料金（円）
H15	90,537	14,887,240
H16	84,393	13,473,650
H17	110,161	17,112,478
H18	97,765	16,726,059
H19	108,244	17,002,898

【徳島県立中央武道館】

所在地 徳島市徳島町城内6番地

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例

所管課 県民環境部県民スポーツ課（平成20年3月31日以前は教育委員会
スポーツ健康課が所管）

供用開始 昭和63年9月23日

施設概要、内容

施設名	施設規模	主要施設
柔剣道場棟	面積1,028㎡ 収容196人	柔道場・剣道場
弓道場	面積421㎡	近的6人立・研修室

指定管理前の管理状況

供用開始時～ 財団法人徳島県総合運動公園協会

平成9年4月～ 財団法人徳島県スポーツ振興財団（旧財団法人徳島県スポーツ振興事業団と合併）

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料（円）
H15	28,209,000
H16	28,586,000
H17	35,549,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数（人）	利用料金（円）
H15	45,525	3,612,330
H16	40,880	3,334,750
H17	40,443	3,613,140
H18	44,161	3,513,420
H19	48,076	3,645,670

2 指定管理者について

名称 財団法人徳島県スポーツ振興財団
代表者 指定管理開始当時 理事長職務代理者 副理事長 桐本義春
(常勤・県職員OB)
現在 理事長 里見光一郎
(非常勤・副知事)

所在地 鳴門市撫養町立岩字四枚61番地

設立時期 平成9年4月1日

目的

徳島県から委託を受けたスポーツ施設の適切かつ効率的な管理運営等を行うことにより、県民の間に広くスポーツに対する理解と関心を深め、健康で活力のある県民生活の実現に資する。

事業内容

徳島県から委託を受けたスポーツ施設の管理運営に関すること等

組織

1) 役員

理事長 1名(非常勤・副知事)
専務理事 1名(常勤・現職県職員)
常務理事 3名(常勤2名:教職員OB2名、非常勤1名:教職員OB1名)
理事 6名(非常勤:うち現職県職員3名)

2) 職員

31名(常勤31名:うち派遣県職員1名、うち教職員OB2名)
臨時職員含む

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県 11,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

- 平成17年8月 8日 募集要項の公表
平成17年8月 8日 関係書類の配布開始
平成17年8月15日 現地説明会参加申込締切
平成17年8月17日 現地説明会の開催（参加者数・13団体）
平成17年9月 8日 関係書類の配布終了
平成17年9月15日 申請書類の受付
平成17年9月22日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	鳴門教育大学教授
外部	会社役員
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
内部	教育理事
内部	教育委員会参事
内部	教育委員会教育総務課長
内部	教育委員会予算企画室長

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年8月2日
募集要項・審査基準の決定（所要時間 2時間）

第2回選定委員会 平成17年10月17日
最終審査・指定管理候補者の決定（所要時間 3時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
------	----

利用者へのサービス向上と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析とその活用 ・スポーツ振興事業	適・否 (当初40)
効果的な管理運営(経済性の追求) ・適正な管理運営 ・収支計画	適・否 (当初20)
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・技術的能力(管理運営体制を含む)	適・否 (当初30)
地域への貢献及び連携等	適・否 (当初10)
計	適・否 (当初100)

第1回選定委員会において、複数団体からの申請があることを前提として、100点満点の審査基準を決定していたが、申請が1団体だったため、審査基準を「適・否」によって総合的に判断することとした。

選定結果

団体名	得点
(指定管理者)財団法人徳島県スポーツ振興財団	適

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)

指定管理料実績額

平成18年度 366,527,700円

平成19年度 362,581,800円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

対象施設の組み合わせ（意見）

平成18年度から指定管理が導入された際、本件各施設について、同一の指定管理者による管理とすることとされた。

この点、本件各施設がいずれもスポーツ施設であることからすれば、これを同一指定管理者の管理とすることにも一定の合理性があるようにも思われる。しかし、本件各施設は徳島市及び鳴門市にまたがり、距離的にも相当離れていることから、同一の指定管理者とする必然性があるわけではない。

また、本件各施設は、いずれも現在の指定管理者である財団法人徳島県スポーツ振興財団（以下「スポーツ振興財団」という。）に対して管理委託されていたものであり、指定管理移行時にもそのような事情に配慮したことがうかがわれる。このような配慮は、従前管理者に対する優遇につながるものであり、考え方としては疑問が残る。

したがって、指定管理の対象施設の組み合わせについて、従前の管理状況にとられることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

本件各施設には、駐車場や遊具等の施設が併設されているが、これらの併設施設は指定管理の対象とされていない。その理由は、これらの併設施設の所管課が、本件各施設の所管課と別になっていることによるものと推測される。

しかし、このように併設され、場合によっては本件各施設の利用に併せて利用される可能性の高い施設が、所管課が異なるということから指定管理の対象から外れたり、別の指定管理者によって管理されたりするのは不合理である。

したがって、本件各施設とこれらの施設を一括して指定管理者の管理とすることも考えるべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本件各施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

特に、平成18年度に本件各施設の指定管理者に応募し、現実に選定されたスポーツ振興財団は、当時の理事長職務代理者（副理事長）が県職員OBであったし、現在その理事長を現職副知事が兼任し、その他役員10名中現職県職員が4名、教職員OBが3名となっている。このような関係に鑑みれば、その選定結果の公平性、客観性にはやはり疑問を生じさせるおそれがある。

さらに、指定管理者選定当時、本件各施設を所管していた徳島県教育委員会の要項では、選定委員会の委員長を県職員である教育理事が就任する旨規定されていたが、このような規定のあり方も、選定結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本件各施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月 8日 募集要項公表
同月15日 現地説明会参加申込締切
同月17日 現地説明会実施
同年9月22日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか7日で参加申込が締め切られ、そのわずか2日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月半となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本件各施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含

めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本件各施設に関する情報提供（意見）

本件各施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなると、やはり従前から本件各施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案がほとんど修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した

一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に県の承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託先について、徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設では委託金額上位10契約中9契約が、徳島県蔵本公園スポーツ施設では委託金額上位10契約全てが、徳島県立中央武道館では委託契約全てが、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。

事業報告書について（意見）

本件各施設について、指定管理者から提出された事業報告書には、指定管理者自身の貸借対照表が添付されているが、平成19年度のものとして県で保管されていた事業報告書に添付されていた貸借対照表と、外部監査人に対して指定管理者から直接提出された貸借対照表は、その内容に違いがあった。

そこで、所管課に確認したところ、指定管理者は貸借対照表を差し替えたようであるが、県が管理していた貸借対照表は差し替え前のままとっていたとの説明であった。

この点、基本協定書では、事業報告書に、収支の状況や管理の実態を把握するために必要な事項を正確に記載して報告するようになっていることから言っても（基本協定書第27条2項）事業報告書に添付された貸借対照表についても、指定管理者は差し替えし次第速やかに県に報告すべきであるし、県としてもそのように指導すべきである。

したがって、事業報告書等、収支や管理の実態に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理等の結果その内容が変更された場合には、改めてその内容を提出させるべきである。

モニタリングについて（意見）

本件各施設について、指定管理者からは書面で月次の報告がなされているが、他方で、県のモニタリングは実施されておらず、指定管理者からの報告内容を検証した形跡は窺われない。

したがって、施設の利用状況については、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。

施設全体の安全性等について（意見）

本件各施設は、それぞれ供用開始時期が昭和27年、昭和44年、昭和63年であり、いずれの施設も築後相当の年数が経過している。

本件各施設の修繕費として、県が1700万円までを負担することとなっているが、施設の老朽化に伴う修繕必要箇所からすると1700万円では全く不足する状態である。

したがって、指定管理者が平成18年度は694万円、平成19年度は2636万円もの修繕費を自己負担しており、所管課も十分認識しているようである。

しかし、すでに述べたとおり、県自身はモニタリングを実施していないし、修繕の必要性について具体的に確認した形跡もなく、本件各施設についての利便性はもちろん、安全性についても十分な配慮がなされているのか、疑問なしとしない。

このような状態は、広く住民の利用に供されるべき公の施設の、あるべき姿とは言いがたい。

なお、本件各施設についての申請が、スポーツ振興財団だけにとどまったのは、老朽化に伴う修繕費の負担を負わせられかねないと危惧したことが影響した可能性もある。

そこで、本件各施設については、その安全性、利便性を十分に点検し、必要な修繕等を速やかに実施すべきである。

徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）、徳島県立渦の道

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県立大鳴門橋架橋記念館（エディ）】

所在地 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例

所管課 商工労働部観光戦略局にぎわいづくり課

供用開始 昭和60年4月23日

施設概要、内容

施設規模 建築面積 1,003.57 m²、
延床面積 2,660.37 m²

主要施設 うずしお劇場（270 インチハイビジョン）、アドベンチャーシミュレーター「うず丸」等



指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県観光協会（供用開始時は組織統合前の財団法人徳島県観光開発公社）に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	72,618,000
H16	113,000,000
H17	72,302,909

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数（人）	利用料金(円)
----	---------	---------

H 1 5	7 7 , 2 4 1	3 9 , 9 6 7 , 3 9 0
H 1 6	7 0 , 5 1 2	3 5 , 8 3 0 , 9 5 0
H 1 7	6 9 , 3 8 7	3 5 , 7 6 8 , 1 6 0
H 1 8	6 7 , 8 8 4	3 4 , 6 8 7 , 9 5 0
H 1 9	8 6 , 3 0 3	4 2 , 9 6 6 , 3 5 0

【徳島県立渦の道】

所在地 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例

所管課 商工労働部観光戦略局にぎわいづくり課

供用開始 平成12年4月22日

施設概要, 内容

施設規模 遊歩道総延長 約480m

主要施設 海面眺望床(強化ガラス)12枚

遠隔操作カメラによる海峡風景の映像装置等

指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県観光協会に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H 1 5	9 4 , 7 5 5 , 3 4 6
H 1 6	1 5 0 , 9 0 0 , 0 0 0
H 1 7	1 0 6 , 1 3 1 , 7 8 2

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
H 1 5	6 5 1 , 5 3 5	2 6 1 , 7 8 5 , 9 9 0
H 1 6	5 8 9 , 6 1 2	2 4 0 , 4 8 0 , 3 1 0

H 1 7	5 6 1 , 6 9 4	2 3 0 , 8 9 1 , 6 4 0
H 1 8	5 9 1 , 9 1 6	2 4 0 , 7 6 9 , 6 3 0
H 1 9	5 9 7 , 6 6 0	2 4 1 , 5 7 6 , 1 4 0

2 指定管理者について

名 称 株式会社ネオビエント・財団法人徳島県観光協会共同企業体

代表者 指定管理開始当時 株式会社ネオビエント 代表取締役 中川眞明

現在 株式会社ネオビエント 代表取締役 竹内理津子

所在地 徳島市佐古4番町7番1号

設立時期 平成17年9月1日

目 的

徳島県が募集する徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道の指定管理者制度に係る運営管理業務に関する事項を共同連帯して営む。

事業内容

徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道の指定管理者制度に係る運営管理業務

組織

1) 役員

〔株式会社ネオビエント〕

代表取締役 1名

取締役 4名

監査役 1名

〔財団法人徳島県観光協会〕

理事長 1名 (常勤)

副理事長 2名 (非常勤)

常務理事 1名 (常勤、県職員OB)

理事 18名 (非常勤：現職県職員1名)

監事 2名 (非常勤)

2) 職員

13名(常勤11名,非常勤2名) パート,派遣職員含む

出資者，寄付行為者別の出捐金額

〔株式会社ネオビエント〕

資本金 10,000,000円

〔財団法人徳島県観光協会〕

徳島県 5,000,000円

市町その他 10,000,000円

合計 15,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成17年8月 3日 募集要項の公表

平成17年8月 3日 関係書類の配布開始

平成17年8月 8日 現地説明会参加申込締切

平成17年8月 9日 現地説明会の開催（参加者数・9団体）

平成17年8月31日 関係書類の配布終了

平成17年9月20日 申請書類の受付

平成17年9月30日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	四国大学教授
外部	徳島県観光審議会委員
外部	徳島県経済再生戦略会議委員
外部	公認会計士
内部	商工労働部長

内部	交流推進局次長
内部	観光交流課長
内部	交流施設課長

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年 7月28日

募集要項及び審査基準の決定(所要時間2時間)

第2回選定委員会 平成17年10月11日

指定管理候補者の決定(所要時間5時間)

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	35
効率的な管理運営(経済性の追求) ・収支計画	25
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理 ・管理運営体制 安全管理 ・環境への配慮	30
地域との連携や地域貢献度 ・地域への貢献 ・地域との連携	10
計	100

選定結果

団体名	得点
-----	----

(指定管理者)株式会社ネオピエント及び財団法人 徳島県観光協会共同企業体	86.25点
A団体	65.87点
B団体	60.98点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

納付金実績額

平成18年度 122,721,140円

平成19年度 118,218,120円

第2 指摘及び意見

1 選定手続

選定委員の選定等(意見)

本件各施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員(現職県職員)であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等(意見)

本件各施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月 3日 募集要項公表

同月 8日 現地説明会参加申込締切

同月 9日 現地説明会実施

同年9月30日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか5日で参加申込が締め切られ、そのわずか1日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後2ヶ月弱となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本件各施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

この点、本件各施設については、すでに述べたとおり、現地説明会に参加した団体数9団体に対して、実際に申請した団体は3団体にとどまった。この結果は、上記スケジュールが、新規参入者にとって厳しいものであったことが影響したとも考えられる。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本件各施設に関する情報提供（意見）

本件各施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、やはり従前から本件各施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

そして、本件各施設について、実際に申請をした団体が3団体にとどまったことはすでに述べたとおりであるが、先に述べたスケジュール等の条件に加え、本件各施設に関する情報の格差もあって、このような結果になってしまった可能性もある。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含

めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

- 2) また、本件各施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 県民の平等な利用の確保と 施設の効用の最大限の発揮	30点	35点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点

この点、本件各施設のような有料施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。また、平成17年2月に、県人事課が本件各施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本件各施設のうちエディに関する留意事項として、「施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が大きいため、経費削減を図る。」とされている。この点に鑑みても、むしろ「効率的な管理運営（経済性の追求）」を重視してその配点を高く設定すべきであって、逆に配点を

低くしたことは妥当性を欠く。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

審査方法について（意見）

本件各施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

2 基本協定書等の内容

修繕費について（意見）

本件各施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

委託契約の内容については、指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託先について、委託金額上位10契約中6契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のうち8契約が一者随意契約にて締結しているところ、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

事業報告書について（指摘）

本件各施設については、指定管理料の支払いはなく、指定管理者が本件各施設の利用料金を自己の収入として収受できるという、利用料金制が採用されている（基本協定書第23条）。

1) 本件各施設について、指定管理者から提出された事業報告書のうち、平成1

8年度のものとして県で保管されていた書面に記載されていた収支の内容は、下記のとおりであった。

〔記載内容〕

利用料収入	渦の道	240,769,630 円 (税抜き 229,304,410 円)
	エディ	34,687,950 円 (税抜き 33,036,142 円)
	小計	275,457,580 円 (税抜き 262,340,552 円)
運営経費	全体	270,592,310 円 (税抜き 259,287,360 円)

しかし、上記のような概括的な内容では、経費の内訳が不明であり、その具体的な事業状況を把握することができない。

2) また、本件各施設について、指定管理者から提出された事業報告書のうち、平成19年度のものとして県が保管していた書面に記載されていた収支の内容は、概要下記のとおりであった。

〔事業報告書の内容〕

(単位 千円)

収入	利用料収入	284,416
	自主事業収入	127
	計	284,543
支出	県納付金	95,342
	県上乗せ納付金	22,878
	寄付金	1,010
	固定費	91,305
	運営費	34,208
	維持管理費	39,800
	計	284,543

この点、収支の内容は当初見込みとの対比形式となっていたが、当初見込みでは相当程度の利益が発生していること、また、指定管理者の決算書でも利益が計上されていることからして、上記のとおり収支(利益)0というのは不自然であった。そこで、所管課に確認したところ、上記収支内容は誤りであり、概要下記のとおりの内容の収支を提示した。

〔新たに提示した収支の内容〕

(単位 千円)

収入	指定管理料	2 8 4 , 4 1 6
	自主事業収入	1 2 7
	計	2 8 4 , 5 4 3
支出	県納付金	9 5 , 3 4 1
	県上乗せ納付金	2 2 , 8 7 7
	寄付金	1 , 0 1 0
	固定費	8 3 , 8 6 4
	運営費	2 9 , 2 6 2
	維持管理費	3 7 , 3 3 3
	計	2 6 9 , 6 8 7

県に保管されている事業報告書と新たに提出された収支内容との間には支出額合計で1500万円近い違いがある。

この点、事業報告書では、当初見込みほど利益が出なかった原因として、各支出項目の備考欄に「積算ほど契約金額が下がらなかったため」といった記載がされているが、提示された新たな収支の内容では、当初見込みと同額の金額に戻されており、なぜこのような備考欄の記載がなされたのか、その意図は不明であるが、不適切であることは間違いない。

3) このように、事業報告の内容が極めて概括的で具体的な事業状況が把握できないようなものであったり、ましてや事業報告の内容が事実と反するものであったりするという状況は、それ自体極めて重大な問題である。

さらに、実際には本件各施設の管理運営については相当程度の利益が出ているにもかかわらず、その事実を県が把握できないこととなり、加えて、今後指定管理へ新規に申請を検討しようとする者に対して事実と反する情報を与え、その参入を妨げる結果にもなりかねない。

今年度、平成21年4月から平成24年3月までを指定期間とする指定管理者の募集が実施されたが、その参考資料として提示された「平成18～20年度の管理運営費の状況」に記載された管理運営経費の金額は、誤った数字に基づいて作成されていた。したがって、新規に申請を検討しようとした者は、この誤った収支の状況に基づいて申請するか否かを判断することになる。ちなみに今回の募集状況では、現在の指定管理者以外には申請者がなかったが、適

正な情報が開示されていなかったことが影響した可能性も否定できない。

平成18年度の事業報告書については、その内容が概括的で具体的な事業状況が把握できないようなものであることは直ちに分かるものであるし、平成19年度の事業報告書についても、所管課は直ちに新たな収支の内容を提出した経緯から言って、その内容の確認は容易であったという他はない。それにもかかわらず、上記のような問題の大きい事業報告書の内容につき、何ら指導することなく放置してあった対応には、強い疑問がある。

〔指摘事項〕

事業報告書等、収支に関する報告については、具体的、かつ正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして県自らその真実性を確認すべきである。

モニタリングについて（意見）

前に述べたとおり、本件各施設については利用料金制が採用されており、指定管理者は県に対して、3年間で総額2億8728万1050円の固定納付金を支払うこと（基本協定書第9条1項）、各年度の利用料金収入の額が指定管理者が応募の際に提案した収入見込み額を上回った場合には、その上回った額の2分の1を上乗せ納付金として支払うこととされている（同条2項）。

そして、平成18年度と同19年度には、いずれも利用料金収入が基準額を上回ったことから、上乗せ納付金が支払われている。

このように、本件各施設における利用料金収入の額は、県に対する納付金合計額に直結するものであり、その正確な把握は必要不可欠である。

ところが、利用料金収入の内容について、県は指定管理者から提出される月次報告書あるいは事業報告書の内容から把握するだけであり、それ以上に具体的な収入状況についての確認をしていない。このような対応では、仮に指定管理者が利用料金収入を実際よりも少なく申告したとしても、県はこれに気づかないであろうし、その結果県に対する納付金合計額が不当に減額されてしまう懸念がある。

したがって、特に県への納付金額が利用料金収入額によって上下する規定とな

っている場合には、県自ら指定管理者の利用料金収入の状況について具体的な確認をすべきである。

徳島県立出島野鳥公園

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県立出島野鳥公園】

所在地 徳島県阿南市那賀川町苅屋592-1

根拠条例及び所管課

条例 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例等

所管課 商工労働部観光戦略局にぎわい

づくり課

供用開始 平成12年6月16日

施設概要、内容

施設規模 敷地面積約10ha・野鳥園約9ha・多目的広場約1ha

主要施設 学習舎・観察小屋(2箇所)・テニスコート(2面)・多目的広場休憩所

指定管理前の管理状況

供用開始時から株式会社コート・ベール

徳島に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	7,200,000
H16	7,200,000
H17	7,200,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移(利用人数 野鳥園+テニスコート)

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
----	---------	---------



H 1 5	6 , 1 8 8	4 4 2 , 8 0 0
H 1 6	5 , 8 3 5	4 5 0 , 3 0 0
H 1 7	5 , 6 6 0	4 1 7 , 9 0 0
H 1 8	5 , 3 3 3	4 1 1 , 0 0 0
H 1 9	5 , 0 6 3	3 8 6 , 1 0 0

2 指定管理者について

名 称 株式会社コート・ベール徳島

代表者 指定管理開始当時 代表取締役 下川邊 耕三（常勤）

現在 代表取締役 六車 洋二郎（常勤）

所在地 徳島県阿南市那賀川町みどり台 1 番地の 1

設立時期 平成 5 年 1 2 月 2 7 日

目的 ゴルフ場の経営等

事業内容 ゴルフ場の経営及び管理

組織

1) 役員

代表取締役 3 名（常勤 1 名、非常勤 2 名：うち現職県職員 1 名）

取締役 2 名（非常勤 2 名：うち現職県職員 1 名）

監査役 2 名（常勤 1 名 県警 OB、非常勤 1 名）

2) 職員

2 0 人（うち常勤 1 9 名）

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県 3 , 1 7 6 , 9 0 0 , 0 0 0 円

市その他 1 , 8 7 8 , 7 0 0 , 0 0 0 円

合計 5 , 0 5 5 , 6 0 0 , 0 0 0 円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であること等その他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

- 平成17年8月 4日 募集要項の公表
平成17年8月 4日 関係書類の配布開始
平成17年8月 9日 現地説明会参加申込締切
平成17年8月11日 現地説明会の開催（参加者数・4団体）
平成17年8月31日 関係書類の配布終了
平成17年9月20日 申請書類の受付
平成17年9月30日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	四国大学教授
外部	徳島県観光審議会委員
外部	徳島県経済再生戦略会議委員
外部	公認会計士
内部	商工労働部長
内部	交流推進局次長
内部	観光交流課長
内部	交流施設課長

2) 選定委員会の開催状況

- 第1回選定委員会 平成17年 7月28日
募集要項及び審査基準の決定（所要時間2時間）
第2回選定委員会 平成17年10月11日
指定管理候補者の決定（所要時間5時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
------	----

県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・ 施設の管理運営方針 ・ 利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・ 自主事業	35
効率的な管理運営（経済性の追求） ・ 収支計画	25
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・ 適正な維持管理 ・ 管理運営体制 安全管理 ・ 環境への配慮	30
地域との連携や地域貢献度 ・ 地域への貢献 ・ 地域との連携	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 株式会社コート・ベール徳島	78.62点
A団体	58.31点
B団体	53.26点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで（3年間）

指定管理料実績額

平成18年度 5,775,000円

平成19年度 5,775,000円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容（意見）

本施設は、有料施設も含めて「利用料金制」も「報奨金制」も採用していない。

この点、利用料金制あるいは報奨金制の趣旨は、収入実績や対象施設の利用実績に応じて指定管理者の利益が増加することにより、指定管理者にインセンティブを与え、より効率的な管理運営や施設利用の充実を図ることにある。

そして、本施設については、後記のとおり、その利用状況が不十分であることに鑑みれば、特にその利用の充実を図る必要性が高い。

したがって、本施設については、利用料金制あるいは報奨金制その他指定管理者にインセンティブを与える制度を導入するなど、施設利用の充実を図るための具体的な方策を検討すべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月	4日	募集要項公表	
	同月	9日	現地説明会参加申込締切
	同月	11日	現地説明会実施
同年9月	30日	申請書類等提出期限	

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか5日で参加申込が締め切られ、そのわずか2日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後2ヶ月弱となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、やはり従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 県民の平等な利用の確保と 施設の効用の最大限の発揮	30点	35点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

審査方法について（意見）

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

3 基本協定書等の内容

修繕費について（意見）

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

4 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県立出島野鳥公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に県の承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託契約は、その全てが管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっているところ、真実効率性を追求したものだといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認すべきである。

モニタリングについて（意見）

1) 本施設の利用状況につき、指定管理者はすでに述べたとおりの内容を報告しているが、その利用者数の具体的な把握の方法は、学習舎とテニスコートの利用者数を合算して算出するというものであり、これらの施設を利用していない利用者についてはカウントしていない。

その意味で、その報告内容は実態とは明らかなズレがあると思われる。

2) また、利用者に対するアンケートを行っているようであるが、アンケートは本施設とは全く別施設であるゴルフ場に備え置かれているため、その回収状況は良くないとのことである。

3) さらに、県のモニタリングは、所管課は行っていると説明するものの、平成18年度、同19年度にはその結果を全く書面化しておらず、その内容が全く把握できないし、今後の引継もできない。

また、平成20年度に実施したモニタリングのうち2回については報告書面が作成されているが、その内容は後記の管理の実情に対する問題意識が全く示されていない。

4) このように、利用状況や管理の実情を正確に把握しておらず、またその問題点を意識していないことが、後記の管理の実情に対する問題を放置する結果につながっているといえる。

したがって、指定管理者に対して本施設の利用状況を正確に把握するよう指導することはもちろん、本施設については県自らモニタリングを徹底して行い、本施設の管理の実情を理解し、その問題点を改善するよう指導すべきである。

管理の実情（指摘）

1) 本施設は、学習舎、西観察舎、東観察舎、駐車場、テニスコートによって構成されている。

利用者は、まず駐車場に車両を駐車し、フェンス扉の設置された入口を通過して学習舎に至り、さらに観察路を通過して西観察舎や東観察舎まで進むなどして、野鳥を観察するようになっている。

テニスコートは学習舎等からは離れた場所にある。

トイレは、学習舎内にのみ設置されている。

2) ところが、駐車場から学習舎までの間のフェンス扉は常時閉じられたままであり、利用者はフェンス扉の脇のわずかなすき間を通り抜けて園内に入らなければならない。しかも、本施設には管理者は常駐しておらず、フェンス扉の外側には何らの案内もないため、初めて訪れる者からすれば、本施設が開園しているとは到底思えない状態となっている。

なお、本施設のパンフレットには、車いすでの利用が可能である旨の記載があるが、そもそも車いすでフェンス扉脇のすき間を通り抜けることは通常不可能である。

3) また、学習舎は無料で利用できるようになっているが、常時施錠されており、その鍵は全く別施設であるゴルフ場のフロントまで移動して借りなければならないシステムになっている。

しかも、本施設の駐車場からゴルフ場までは1.5kmの距離があり、車両にて移動する必要がある。

そして、すでに述べたとおり、本施設ではトイレは学習舎にしか設置されていないため、鍵を借りなければトイレも利用できないという状態である。

4) さらに、観察路も各観察舎も、よく手入れ、管理されているとは言えず、夏場は雑草が覆い繁って通行すら困難であるし、常時蜘蛛の巣が張り、また設置されているいすも著しく破損しているなど、一般の利用者が通行、使用するのに適した状態からはほど遠いと言わざるをえない。

5) 本施設の利用状況把握のあり方は、前述のとおり問題があるが、少なくとも指定管理者が報告する利用状況は下記のとおりであるところ、指定管理後にその利用状況が改善された様子はない。

	利用者数（人）	利用料金（円）
H 1 5	6 , 1 8 8	4 4 2 , 8 0 0
H 1 6	5 , 8 3 5	4 5 0 , 3 0 0
H 1 7	5 , 6 6 0	4 1 7 , 9 0 0
H 1 8	5 , 3 3 3	4 1 1 , 0 0 0
H 1 9	5 , 0 6 3	3 8 6 , 1 0 0

6) 以上のような管理の実情は、コスト削減のみを優先し、利用者の立場、便宜を考へての管理とは言いがたい。

〔指摘事項〕

本施設については、特に利用者の立場に立った管理、運営を行うよう、徹底して指導し、その利用の充実に努めるべきである。

徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）

第1 施設及び指定管理者の概要等

1 施設の概要

【徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）】

所在地 徳島市山城町東山傍示1-1

根拠条例及び所管課

条例 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例

所管課 商工労働部観光戦略局にぎわいづくり課

供用開始 昭和43年1月11日

施設概要、内容

施設規模 敷地面積約 5.4ha・

建築面積 12,336

m²・延べ床面積

22,385 m²

主要施設 多目的ホール・会議

室(8室)・多目的広

場等



指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県観光協会に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	512,273,219
H16	546,305,110
H17	361,005,088

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用料の推移

年度	利用料金(円)
----	---------

H 1 5	1 9 0 , 2 2 7 , 8 2 5
H 1 6	1 8 9 , 1 5 0 , 6 8 6
H 1 7	1 2 1 , 1 4 5 , 6 2 1
H 1 8	1 4 2 , 7 6 3 , 1 8 8
H 1 9	1 7 0 , 7 8 8 , 0 7 2

2 指定管理者について

名 称 財団法人徳島県観光協会

代表者 指定管理開始当時 理事長 清重泰孝（常勤）

現在 理事長 清重泰孝（常勤）

所在地 徳島市山城町東山傍示 1

設立時期 平成 4 年 4 月 1 日

目的 観光振興等

事業内容 観光事業の調査研究・P R 等

組織

1) 役員

理事長 1 名 （常勤）

副理事長 2 名 （非常勤）

常務理事 1 名 （常勤、県職員 OB）

理事 1 8 名 （非常勤：現職県職員 1 名）

監事 2 名 （非常勤）

2) 職員

2 4 名（常勤、うち県からの派遣 2 名）

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円

市町その他 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

合計 1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

- 平成17年8月 4日 募集要項の公表
- 平成17年8月 4日 関係書類の配布開始
- 平成17年8月 8日 現地説明会参加申込締切
- 平成17年8月 9日 現地説明会の開催（参加者数・18団体）
- 平成17年8月31日 関係書類の配布終了
- 平成17年9月20日 申請書類の受付
- 平成17年9月30日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	四国大学教授
外部	徳島県観光審議会委員
外部	徳島県経済再生戦略会議委員
外部	公認会計士
内部	商工労働部長
内部	交流推進局次長
内部	観光交流課長
内部	交流施設課長

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年 7月28日
募集要項及び審査基準の決定（所要時間2時間）

第2回選定委員会 平成17年10月11日
指定管理候補者の決定（所要時間5時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	35
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画	25
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理 ・管理運営体制 安全管理 ・環境への配慮	30
地域との連携や地域貢献度 ・地域への貢献 ・地域との連携	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 財団法人徳島県観光協会	81.88点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）

指定管理料実績額

平成18年度 286,784,320円

平成19年度 288,557,850円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

ペナルティ等の条項について（意見）

本施設にかかる指定管理では、その施設使用料収入に関する基準を下回った場合のペナルティや、施設稼働率に関する基準を下回った場合の措置について定められている。その具体的な内容は下記のとおりである。

『(ペナルティ)

各年度において、「使用料収入が平成14年度から16年度までの3カ年の平均(16,960万円)未満」で、かつ「大会・会議等の使用料収入が平成14年度から16年度までの3カ年の平均(3,220万円)未満」の両条件を満たした場合、「大会・会議等の使用料減収分の5割」を指定管理料から減額する。

ただし、ペナルティは、使用料収入全体の減収相当額を限度とする。

(指定の取消)

多目的ホール稼働率が60%を下まわった場合には、県が改善措置を通告し、次年度も達成できない場合は、指定取消の対象とする。』

この点、上記のようなペナルティ等は、一般的には指定管理者による効率的施設運営に真剣に取り組ませる動機付けになる面はありうるが、他方で、当初からこのような基準を提示した場合には、特に従前当該施設の管理運営に携わった経験のない者に対して、申請自体を躊躇させてしまうおそれもある。

実際に、本施設については、現地説明会に参加した団体数が18団体あったのに対し、実際に申請した団体はわずかに2団体にとどまり、そのうち1団体については途中で申請を取り下げるに至り、結局従前管理者だけが残る結果となった。すわなち、上記ペナルティ等の条項が新規参入の意向を示した団体にとって大きな障壁になってしまった可能性は否定できない。

指定管理者制度は、民間活力を導入するなどして柔軟な施設運営を実現することを目的とするものであるが、そもそも民間団体等新規参入者が申請を躊躇するようではその目的を達成することはできない。

したがって、ペナルティ等の条項については、新規参入者を過度に躊躇させるよ

うな内容になっていないか、十分に検討して導入を決定すべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月 4日 募集要項公表
同月 8日 現地説明会参加申込締切
同月 9日 現地説明会実施
同年9月30日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか4日で参加申込が締め切られ、そのわずか1日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後2ヶ月弱となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

この点、本施設については、すでに述べたとおり、現地説明会に参加した団体数18団体に対して、実際に申請した団体は2団体であり、そのうち1団体は途

中で申請を取り下げるに至り、結局従前管理者だけが残る結果となった。この結果は、上記スケジュールが、新規参入者にとって厳しいものであったことが影響したとも考えられる。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、やはり従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

そして、本施設について、結局従前管理者のみがその申請を維持する結果となったことはすでに述べたとおりであるが、先に述べたスケジュール等の条件に加え、本施設に関する情報の格差もあって、このような結果になってしまった可能性もある。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手

続によって作成されるべきである。

2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 県民の平等な利用の確保と 施設の効用の最大限の発揮	30点	35点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点

この点、本施設のような有料施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。また、平成17年2月に、県人事課が本施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本施設に関する留意事項として、「施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。」とされている。この点に鑑みても、むしろ「効率的な管理運営（経済性の追求）」を重視してその配点を高く設定すべきであって、逆に配点を低くしたことは妥当性を欠く。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

審査方法について（意見）

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第19条）、指定管理者から県に提出された「徳島県立観光交流センター管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過は伺われない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に県の承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託先について、委託金額上位10契約中9契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位10契約のいずれもが一者随意契約にて締結しており、真実効率性を追求したものといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率性を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

事業報告書について（指摘）

- 1) 本施設の平成18年度の事業報告書のうち、県で保管されていた書面に記載されていた収支の内容は、概要下記のとおりであった。

〔県保管の事業報告書の内容〕		(単位 千円)
収入	指定管理料	273,128
	計	273,128
支出	固定費	123,798
	運営費	6,660
	その他	142,670
	計	273,128

この点、指定管理者に対し確認をしたところ、指定管理者が提出した平成18年度の事業報告書に記載されていた内容は、概要以下のとおりの内容であり、指定管理者が提出した書面と県で保管されていた書面との間に齟齬があることが判明した。

〔指定管理者提出の事業報告書の内容〕		(単位 千円)
収入	指定管理料	273,204
	計	273,204
支出	固定費	111,845
	運営費	6,660
	その他	135,297
	計	253,802

そこで、所管課に確認したところ、事業報告書添付の計算書は収支を0にすべきであるとの考えから、県においてその内容を修正し、その部分を差し替えて添付したと説明した。そして、その修正した後の収支内容について、指定管理者に確認をしたかどうか、今となっては分からないとの説明であった。

このような処理は、県がすでに受領している文書の内容を、独自の判断で変更したものという他はなく、それ自体不適正な処理として強く非難されるべきものである。

そして、事業報告の内容が事実と反するものであるという点でも極めて重大

な問題がある。さらにいえば、県において管理している書面上では真実の収支の状況が把握できないことになり、今後の指定管理料の適切な設定に支障を来すことになる。加えて、今後指定管理へ新規に申請を検討しようとする者に対して事実と反する情報を与え、その参入を妨げる結果にもなりかねない。

2) さらに、事業報告書は、翌年度の4月に提出されることになっているが、その時点では決算処理の関係から最終的な収支が確定していない。そのため、事業報告書添付の収支計算書は、提出時点での暫定的なものであり、最終の収支とは異なるものである。ところが、最終収支に基づく収支計算書は県に提出されていない。基本協定書に正確な収支の状況を報告するようになっていることから言っても(基本協定書第28条2項)確定し次第速やかに最終収支の内容を県に報告すべきであるし、県としてもそのように指導すべきである。

3) また、事業報告書に添付されている収支計算書には、平成18年度、平成19年度とも、みなし寄付金支出1000万円、特定預金積立金支出500万円が計上されている。しかしながら、これらの支出は当該年度の管理運営経費とは全く関係ないものであり、これらの支出を管理運営経費として計上した収支計算書では、真実の収支の状況を誤認させるおそれがある。

4) 上記問題点を検討のうえ、監査人が別途適正と思われる修正を加えた収支は、以下のとおりとなる。

〔平成18年度〕		(単位 千円)
収入	指定管理料	273,128
	計	273,128
支出	固定費	98,968
	運営費	7,537
	その他	125,378
	(固定資産取得費	5,121千円含む)
	計	231,883
〔平成19年度〕		(単位 千円)
収入	指定管理料	288,558
	計	288,558
支出	固定費	109,191

運営費	7,976
その他	137,850
(固定資産取得費	12,184千円含む)
計	255,017

以上を、すでに示した県保管の事業報告書と比較すれば、その内容に大きな違いがあることは明らかである。

そして、指定管理者は本施設の指定管理により、平成18年度は4124万5000円、同19年度は3354万1000円の利益を得ているにもかかわらず、県保管の事業報告書によれば、全く利益が出ていないことになる。その結果、以後の指定管理者募集において、従前管理者以外の団体が、本施設に対する申請を手控えるという事態につながりかねず、到底看過できないものである。

〔指摘事項〕

指定管理者から提出された内容を合理的理由なく修正することは絶対に許されない。また、事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理の結果、収支が最終的に確定した時点で、改めてその収支の内容を提出させるべきである。

修繕費について

1) 修繕費の内容について（意見）

基本協定書では、本施設の修繕費について、実際に要した修繕費用のうち、年間2500万円までは県が指定管理料の範囲で負担することになっている（基本協定書第27条）。すなわち、当該年度に実際に要した修繕費が2500万円を下回った場合には、2500万円と当該年度に実際に要した費用との差額に5%上乗せした額を、指定管理料から減額することとされている（基本協定書第9条5項）。

そして、本施設の事業報告書添付の「修繕・備品購入費の内訳」では、平成18年度に2492万3923円、同19年度に2605万7850円の修繕費が発生したと報告されている。

この点、その修繕費の具体的な内容には、この2500万円を意識したと推測されるものが散見され、その中には会計処理として問題があると思われるものがいくつかある。

）平成18年度の執行済未払で処理されているもの

平成18年度の支出について、事業報告書添付の「修繕・備品購入費の内訳」では、執行済未払とされていた金額が1756万5500円に上っていた。

そこで、その内容について指定管理者に対して具体的に確認したところ、執行済未払とは当年度に修繕行為等が完了しているにもかかわらず、支払いが翌年度になっているものであるとの説明を受けた。ところが、実際の修繕は平成19年5月初旬に行われており、しかも、その修繕工程表も平成19年4月9日に作成されていた。

このような修繕について、平成18年度の執行済未払の扱いとしてよいのか強い疑問がある。その金額も730万円と高額であり、これを平成18年度の事業報告書に記載することで指定管理料の範囲として県に負担をさせることはさらに大きな問題がある。

）監視カメラ（H18） 220,000円

新規物品の購入であり、修繕費ではない。

実際に本施設に必要なものであるなら、本来県は指定管理料とは別に予算計上し、県の予算において購入すべきであるところ、修繕費という名目で指定管理料として県が負担することは、予算の流用に該当する

したがって、修繕費の内容について、指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。

2) 修繕費の削減について（意見）

本施設について、すでに述べたとおり、修繕費は2500万円までの範囲については実質的に県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、修繕は一者随意契約によって行われていることが多いようであるが、やはり修繕費が実質的に県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

したがって、修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

モニタリングについて（意見）

指定管理者は県に対して、修繕費の支出をした結果につき、具体的な書類は提出していない。

また、県の側も、指定管理者の具体的な支出について、事後的にチェックした様子はない。

すでに述べたとおり、これらの支出には県が負担する部分がある上、本施設の管理運営状況を正確に把握するためにも県は正確な情報を把握しなければならない。また、基本協定書上も、県が指定管理者に対して説明要求することを前提とする規定等が存在する（基本協定書第29条など）。

したがって、指定管理者による具体的な支出については、県自らその内容を事後的にきちんと確認する手続を取るべきである。

徳島県立あすたむらんど

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県立あすたむらんど】

所在地 徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷45-22

根拠条例及び所管課

条例 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例（平成13年徳島県条例第10号）

所管課 商工労働部観光戦略局にぎわいづくり課

供用開始 平成13年7月1日

施設概要、内容

施設規模 敷地面積

約243,565㎡

建築面積

12,924.80㎡

延床面積

13,809.97㎡

主要施設 子ども科学館、四季彩

館、吉野川めぐり、探検の国、冒険の国、風車の丘、くつろぎ館等



指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県観光協会に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	783,134,749
H16	853,254,944
H17	770,624,414

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
H15	462,154	92,406,820
H16	402,548	71,037,380
H17	402,092	72,475,800
H18	412,371	70,545,296
H19	422,502	70,389,267

2 指定管理者について

名称 株式会社ネオビエント

代表者 指定管理開始当時 代表取締役 中川眞明(徳島県観光協会OB)
現在 代表取締役 竹内理津子

所在地 徳島市佐古4番町7番1号

設立時期 平成17年6月2日

目的

地方公共団体等が所有する観光施設の管理運営及びコンサルティング等

事業内容 観光施設の管理運営等

組織

1) 役員

代表取締役 1名

取締役 4名

監査役 1名

2) 職員

33名

出資者、寄付行為者別の出捐金額

資本金：10,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

- 平成17年8月 3日 募集要項の公表
平成17年8月 3日 関係書類の配布開始
平成17年8月 9日 現地説明会参加申込締切
平成17年8月10日 現地説明会の開催（参加者数・17団体）
平成17年8月31日 関係書類の配布終了
平成17年9月20日 申請書類の受付
平成17年9月30日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	四国大学教授
外部	徳島県観光審議会委員
外部	徳島県経済再生戦略会議委員
外部	公認会計士
内部	商工労働部長
内部	交流推進局次長
内部	観光交流課長
内部	交流施設課長

2) 選定委員会の開催状況

- 第1回選定委員会 平成17年 7月28日
募集要項及び審査基準の決定（所要時間2時間）
第2回選定委員会 平成17年10月11日
指定管理候補者の決定（所要時間5時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
------	----

県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・ 施設の管理運営方針 ・ 利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・ 自主事業	35
効率的な管理運営（経済性の追求） ・ 収支計画	25
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・ 適正な維持管理 ・ 管理運営体制 安全管理 ・ 環境への配慮	30
地域との連携や地域貢献度 ・ 地域への貢献 ・ 地域との連携	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 株式会社ネオビエント	81.53点
A団体	72.32点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで（5年間）

指定管理料実績額

平成18年度 652,575,000円

平成19年度 651,499,136円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

指定管理の期間について（意見）

本施設については、指定管理期間を5年と定められている。

徳島県における指定管理者制度では、その指定管理期間を3年と定めているものと5年と定めているものがある。

確かに、指定管理期間を短期に定めると、施設の管理運営の継続性や、管理運営に従事する人員の採用、異動などの点で問題があり得る。そして、県は本施設について、イベント企画の必要性がある施設であり、指定管理期間を長期に定めるべき事情があるという見解を示している。

しかし、指定管理期間を長期に定めると、管理のあり方を固定化するなどして、柔軟な施設の管理運営という指定管理の趣旨にそぐわないことにある。

したがって、指定管理期間の定めは、指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、当該具体的な施設について、短期に定めた場合と長期に定めた場合のメリットとデメリットを具体的に比較検討して決定するべきである。

「報奨金制」について（意見）

本施設には、一部有料施設があるが、これについては「報奨金制」を採用している。その「報奨金制」の具体的な内容は下記のとおりである。

『(報奨金制)

各年度において、年度入園者数実績40万人以上を達成し、かつ年度収入実績が下記に定める金額を上回った場合、年度収入実績と下記金額との差額の5割を報奨金として支払う。

(別表)

年度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
(万円)	6,660	6,450	6,230	6,040	5,860

』

そもそも、「報奨金制」の導入趣旨は、管理実績に応じて指定管理者に対して報奨金を与えることにより、指定管理者にインセンティブを与え、より効率的な管理運営を図ることにある。

しかしながら、本施設において報奨金を支払う基準となるべき金額が、年度を追うごとに下げられていることは、効率的な管理運営を図るという「報奨金制」の趣旨にそぐわず、施設の安易な管理運営にもつながりかねない。

したがって、「報奨金制」の導入に当たっては、それが当該施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月 3日 募集要項公表
同月 9日 現地説明会参加申込締切
同月10日 現地説明会実施
同年9月30日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか6日で参加申込が締め切られ、そのわずか1日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後2ヶ月弱となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、やはり従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

- 2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 県民の平等な利用の確保と 施設の効用の最大限の発揮	30点	35点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。また、平成17年2月に、県人事課が本施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本施設に関する留意事項として、「施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。」とされている。この点に鑑みても、むしろ「効率的な管理運営（経済性の追求）」を重視してその配点を高く設定すべきであって、逆に配点を低くしたことは妥当性を欠く。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、その審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

審査方法について（意見）

1) 選定委員会事務局の関与について

本施設に関する第2回選定委員会において、委員会事務局は、冒頭で「休業日について、A社は、年中無休にすると提案していますが、県としては安全性

の確保の点から、一定の休業日を確保する必要があるのではないかと考えております。」と発言した。

この発言は、具体的な申請者であるA社にとって明らかに不利益な内容であり、冒頭に発言されたという点で各選定委員に与える影響が大きく、しかも、事務局からの発言であることから極めて不適切である。

また、その内容は、安全性確保の点から休業日を確保すべきというものであるが、それ自体合理性がある意見といえるのか。現に、指定管理開始後、指定管理者は月1回あった木曜日の休業日を廃止し、本来の休業日である水曜日についても夏休み等長期休暇期間や年末年始期間については開業するようにし、時期によっては開業時間を延長するなどしていることから、安全性の確保のために休業日を設けるとの委員会事務局の見解自体疑問がある。

したがって、選定委員会において、事務局は、特定の申請者に利益または不利益に作用するような発言や議事進行をすべきではない。

2) 面接について

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託契約については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第19条）指定管理者から

県に提出された「徳島県立あすたむらんど管理運営業務計画書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾した経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に県の承諾を得る手続きを履行すべきである。

また、委託先について、委託金額上位10契約中8契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっていること、上位10契約のいずれもが一者随意契約にて締結していることから、真実効率性を追求したものといえるのか疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

事業報告書について（指摘）

本施設について指定管理者から提出された事業報告書の収支状況の内容は下記のとおりであった。

〔平成18年度〕		（単位 千円）
収入	指定管理料	621,500
	自主事業収入	2,830
	計	624,330
支出	固定費	231,920
	運営費	218,044
	その他	174,366
	計	624,330
〔平成19年度〕		（単位 千円）
収入	指定管理料	620,476
	自主事業収入	3,131
	計	623,607

支出	固定費	245,101
	運営費	213,630
	その他	164,876
	計	623,607

この点、指定管理者の業務内容のほとんどが県の指定管理業務であること、指定管理者の決算書では数千万円の利益が発生していると認められることからして、上記のように収支（利益）が0というのは明らかに不自然であった。そこで、指定管理者及び所管課に確認したところ、決算書の内容が正確であり、事業報告書は管理費の一部を水増しして収支を一致させるように調整した内容となっているとのことである。

このような取り扱いは、事業報告書の内容が事実と反するものであるという点で極めて重大な問題がある。さらにいえば、実際には本施設の管理運営については相当程度の利益が出ているにもかかわらず、その事実を県が把握できないこととなり、今後の指定管理料の適切な設定に支障を来す。加えて、今後指定管理へ新規に申請を検討しようとする者に対して事実と反する情報を与え、その参入を妨げる結果にもなりかねない。

〔指摘事項〕

事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして、県自らその真実性を確認すべきである。

修繕費について

1) 修繕費の内容について（意見）

基本協定書では、本施設の修繕費について、実際に要した修繕費用のうち、年間2500万円までは県が指定管理料の範囲で負担することになっている（基本協定書第27条）。すなわち、当該年度に実際に要した修繕費が2500万円を下回った場合には、2500万円と当該年度に実際に要した費用との差額に5%上乗せした額を、指定管理料から減額することとされている（基本協定書第9条5項）。

そして、本施設の事業報告書では、平成18年度に2501万7000円、同19年度に2397万5000円の修繕費が発生したと報告されている。

この点、報告書に記載された修繕費の具体的な内容を確認したところ、下記のような内容のものが見受けられた。

）新規物品の購入等であり、修繕費ではないもの

（ア）新倉庫（H18） 2,625,000円

（イ）エアトランポリン撤去・整地工事（H18）
1,170,750円

（ウ）看板（業者名フジ工芸・H18）
473,550円

（エ）ルーフトップバウンサー（H19）
700,000円

）リース料であり、修繕費ではないもの

（ア）デジタルフルカラー複合機リース料（H19）
165,600円

まず、上記 ）については、実際に本施設に必要なものであるなら、本来県は指定管理料とは別に予算計上し、県の予算において購入すべきである。本件のように修繕費という名目で指定管理料として県が負担することは、予算の流用に該当するというほかない。

また、上記 ）については、単なるリース料であり、本来指定管理者が負担すべきものであるところ、修繕費という名目で指定管理料として県が負担することは、県が基本協定書上の規定を超えて指定管理料を支払っていることになる。

このような予算の流用あるいは基本協定書に基づかない費用負担が不適切であることはいうまでもない。

したがって、修繕費の内容について、指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。

2) 修繕費の削減について（意見）

本施設について、すでに述べたとおり、修繕費は2500万円までの範囲については県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、ほとんどすべての修繕が、一者随意契約によって行われているが、やはり修繕費が県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

したがって、修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

徳島県立神山森林公園

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県立神山森林公園】

所在地 徳島県名西郡神山町阿野地区の一部，鬼籠野地区の一部
徳島市入田町の一部

根拠条例及び所管課

条例 徳島県立神山森林公園の設置及び管理に関する条例

所管課 農林水産部林業振興課

供用開始 平成元年7月29日

施設概要、内容

施設規模 敷地面積
281.31ヘクタール

建築面積
1688.41㎡
(38棟・基)

主要施設 森林学習館，レス



トハウス，記念広場，森の運動場，水遊びの広場，ファミリー広場
(すべり台等遊具施設あり)，泉の広場，デイキャンプ場(炊飯所)，
展望広場，林間広場，ゲートボール場，アスレチック

指定管理前の管理状況

供用開始時から神山町に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	108,764,000
H16	107,777,000
H17	93,600,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数の推移

年度	利用者数(人)
H15	93,912
H16	89,960
H17	71,613
H18	105,724
H19	131,471

2 指定管理者について

名称 神山町

代表者 指定管理開始当時 町長 後藤正和

現在 町長 後藤正和

所在地 徳島県名西郡神山町神領字本野間100

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成17年8月 5日 募集要項の公表

平成17年8月 5日 関係書類の配布開始

平成17年8月15日 現地説明会参加申込締切

平成17年8月19日 現地説明会の開催(参加者数・10団体)

平成17年9月 9日 関係書類の配布終了

平成17年9月12日 申請書類の受付

平成17年9月20日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	四国大学教授
外部	公認会計士
外部	徳島県経済再生戦略会議委員
外部	徳島商工会議所女性会会長
内部	農林水産部長
内部	農林水産部参事（畜産課長事務取扱）
内部	農林水産部農林水産政策課長
内部	農林水産部林業振興課長

2) 選定委員会の開催状況（選定委員会全体の所要時間）

第1回選定委員会 平成17年8月1日

募集要項の承認，審査基準の決定（所要時間2時間）

第2回選定委員会 平成17年10月13日

選定要領の決定，書類審査の実施（所要時間3時間）

第3回選定委員会 平成17年10月21日

面接審査の実施，指定管理者候補者の決定（所要時間5時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	30
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画	20
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理	40

・ 管理運営体制 ・ 安全管理 ・ 環境への配慮	
地域への貢献及び地域との連携	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 神山町	79.5点
A 団体	75.6点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

指定管理料実績額

平成18年度 79,138,500円

平成19年度 78,928,500円

第2 指摘及び意見

1 選定手続

選定委員の選定等(意見)

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員(現職県職員)であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月 5日 募集要項公表
同月15日 現地説明会参加申込締切
同月19日 現地説明会実施
同年9月20日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか10日で参加申込が締め切られ、そのわずか4日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月半となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

この点、本施設については、すでに述べたとおり、現地説明会に参加した団体数10団体に対して、実際に申請した団体は2団体にとどまった。この結果は、上記スケジュールが、新規参入者にとって厳しいものであったことが影響したとも考えられる。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうすると、やはり従前から本施設の管理運営に関与していた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

そして、本施設について、実際に申請をした団体が2団体にとどまったことは

すでに述べたとおりであるが、先に述べたスケジュール等の条件に加え、本施設に関する情報の格差もあって、このような結果になってしまった可能性もある。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

- 2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	20点
・安定した管理のための 人的・物的経営基盤の状況	30点	40点

上記変更について、所管課は、本施設は公園の維持管理に重点を置いていることをその理由としている。

しかし、公園の維持管理においても、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を100点満点中わずか20点にとどめてしまうことには違和感がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選考委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について、将来にわたって削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

他方で、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」が重要であることに異論はないが、これを重視しすぎると、結果として従前からの管理者が新規参入者と比較して有利となってしまうという弊害がある。

そして、本施設の審査結果が下記のとおりとなっていることに鑑みれば、すでに述べた審査基準の変更が、候補者選定結果にそのまま影響したといえる。

審査項目	指定管理者 (従前管理者)	補欠者
・効率的な管理運営（経済性の追求）	7.0点	20.0点
・安定した管理のための 人的・物的経営基盤の状況	35.0点	26.6点
合計得点	79.5点	75.6点

このような基準の変更手順、変更内容、審査の結果は、従前管理者に有利になるような取り扱いがなされたと見る余地があり、本施設に関する審査の公平性、公正性に疑念を生じさせかねない。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。

2 基本協定書等の内容（意見）

修繕費について

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外

の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第24条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第15条）指定管理者から県に提出された「徳島県立神山森林公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

また、委託先について、委託金額上位10契約中8契約が、管理委託時と指定管理移行後で委託先が同一となっている上、上位3契約（委託金額41,609,400円、7,342,312円、3,000,000円）を一者随意契約にて、それも3契約とも同一委託先との間で締結しているところ、真実効率性を追求したものだといえるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

モニタリングについて（意見）

本施設について、指定管理者からの月次報告では、入園者数の集計が報告され、その内容は各年度終了後に提出される事業報告書にも記載されている。

しかし、その入園者数集計の実情について確認したところ、時間を決めて駐車場に駐車している車両台数を確認し、普通車両とバスに分けてそれぞれ一定の数字を乗じ、算出した数字を入園者数としているとの説明であった。

しかし、このようにして算出される数字と実際の入園者数が一致しないことは明らかであり、場合によっては実態と大きく異なる数字になってしまうこともあり得る。

本施設の基本協定書では、事業報告書に「本件施設の利用状況に関する事項」を「正確に記載」することが規定されていることからいっても（基本協定書第25条）、このような入園者数集計の実情には問題がある。

また、県のモニタリングは、所管課は行っていると説明するものの、その結果を全く書面化しておらず、その内容が全く把握できないし、引継もできない。

したがって、施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県によるモニタリングのあり方ももっと充実させるべきである。

徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県日峯大神子広域公園】

所在地 徳島県徳島市大原町大神子7 - 1

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県都市公園条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 昭和50年1月14日都市計画決定

施設概要、内容

施設規模 供用面積 : 65.4 ha (内小松島市管理3.48 ha)

主要施設 こども広場、キャンプ場、展望広場、園路、テニスコート、休憩所、
駐車場

【徳島県文化の森総合公園】

所在地 徳島県徳島市八万町向寺山

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県都市公園条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 平成2年11月3日

施設概要、内容

施設規模 供用面積

29.2 ha

(教育委員会分を含む)

主要施設 園路、広場、駐車場、
遊具



【本件両施設】

指定管理前の管理状況

日峯大神子広域公園については、平成4年以前は県の直営管理、平成4年から

は、現財団法人徳島県建設技術センターに管理委託

文化の森総合公園については、供用開始から現財団法人徳島県建設技術センターに管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	221,199,000
H16	221,000,000
H17	222,571,256

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
H15	41,736	6,681,110
H16	42,968	7,231,890
H17	41,635	7,656,270
H18	42,462	8,441,940
H19	43,185	8,086,310

但し、利用人数は大神子テニスコート利用者数

2 指定管理者について

名称 財団法人徳島県建設技術センター

代表者 指定管理開始当時 理事長 納田 孝彦(常勤、県職員OB)

現在 理事長 楠瀬 圭三(常勤、県職員OB)

所在地 徳島市かちどき橋1丁目41番地(徳島県林業センター内)

設立時期 昭和49年3月30日(平成18年4月1日に財団法人徳島県土木技術協会より名称変更)

目的

センターは、建設行政の能率化を図るとともに、都市公園等の管理運営及び下水道の普及等を行い、建設事業の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的

とする。

事業内容

建設事業に係る測量、調査、設計及び積算に関すること等

公園等の管理運営に関すること等

組織

1) 役員

理事長 1名(常勤、県職員OB)

副理事長 1名(常勤、県職員OB)

専務理事 1名(常勤、現職県職員)

常務理事 1名(常勤、現職県職員)

2) 職員

37名 県派遣職員3人(常勤)
プロパー職員23人(常勤)
県職兼務職員5人(常勤)
県職員OB1人(常勤)
県職員OB1人(非常勤)
非常勤職員2人(非常勤)
臨時職員2人(常勤)

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県	25,000,000円
徳島市他19市町	10,000,000円
合計	35,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成17年8月10日 募集要項の公表

平成17年8月10日 関係書類の配布開始

- 平成17年8月19日 現地説明会参加申込締切
- 平成17年8月23日 現地説明会の開催（参加者数・22団体）
- 平成17年9月9日 関係書類の配布終了
- 平成17年9月12日 申請書類の受付
- 平成17年9月20日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	徳島大学大学院教授
外部	県中小企業団体中央会会長
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
内部	徳島県県土整備部次長
内部	徳島県県土整備部参事
内部	徳島県県土整備部建設管理課長
内部	徳島県県土整備部都市計画課管理・公園担当主幹

2) 選定委員会の開催状況

- 第1回選定委員会 平成17年8月3日
募集要項の決定（所要時間1時間30分）
- 第2回選定委員会 平成17年10月13日
申請団体の状況及び申請内容の報告、詳細な審査基準の決定（所要時間2時間）
- 第3回選定委員会 平成17年10月19日
最終審査、指定管理候補者の決定（所要時間3時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
------	----

県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	30
効率的な管理運営（経済性の追求）	20
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	40
その他、地域への貢献及び連携等	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者) 財団法人徳島県土木技術協会	70.1点
A 団体	67.5点
B 団体	62.3点
C 団体	62.0点
D 団体	60.2点
E 団体	51.7点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日

指定管理料実績額

平成18年度 186,003,066円

平成19年度 186,516,409円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

対象施設の組み合わせ（意見）

平成18年度から指定管理が導入された際、本件各施設について、同一の指定管理者による管理とすることとされた。

この点、所管課は本件各施設が場所的に比較的近接していること、地形上の共通点があること、及び、公園管理業務に類似性があること等から同一の指定管理者の

管理としたと説明する。しかし、両者は全く別個の公園であり、併設されているわけでもない。県立公園は他にもあり、なぜ両公園だけを同一指定管理者の管理とすべきなのか、合理的な理由は見いだしがたい。

他方で、本件各施設は、いずれも財団法人徳島県土木技術協会（H18.4.1に財団法人徳島県下水技術センターを統合して財団法人徳島県建設技術センターに名称変更。以下「建設技術センター」という。）に対して管理委託されていたものであり、指定管理移行時にもそのような事情が影響した可能性がある。仮にそうであるならば、従前管理者に対する優遇につながるものであり、疑問が残る。

したがって、指定管理の対象施設の組み合わせについて、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（指摘）

本件各施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

特に、内部委員は、全員が県土整備部所属であるが、平成18年度の指定管理者に応募し、現実に選定された建設技術センターは、県土整備部の現職職員が複数その役員や職員を兼任したり、徳島県OBがその理事長及び副理事長に就任したりするなど、徳島県との関係、特に県土整備部との関係は極めて密である。このような関係に鑑みれば、その選定手続及び結果の公平性、客観性にはさらに大きな疑問を抱かざるを得ない。

さらには、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

〔指摘事項〕

選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員

は、選定委員会を構成すべきでない。

募集期間等（意見）

本件各施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月10日 募集要項公表

同月19日 現地説明会参加申込締切

同月23日 現地説明会実施

（同日午後1時30分から、二公園について実施）

同年9月20日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか9日で参加申込が締め切られ、そのわずか4日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月余りとなっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本件各施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

この点、本件各施設については、すでに述べたとおり、現地説明会に参加した団体数22団体に対して、実際に申請した団体は6団体にとどまった。この結果は、上記スケジュールが、新規参入者にとって厳しいものであったことが影響したとも考えられる。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本件各施設に関する情報提供（意見）

本件各施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに半日（各公園についていえばそ

れぞれ数時間程度)であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなる、やはり従前から本件各施設の管理運営にあっていた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

そして、本件各施設について、実際に申請をした団体が6団体にとどまったことはすでに述べたとおりであるが、先に述べたスケジュール等の条件に加え、本件各施設に関する情報の格差もあって、このような結果になってしまった可能性もある。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について(意見)

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

- 2) また、本件各施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・効率的な管理運営(経済性の追求)	30点	20点
・安定した管理のための 人的・物的経営基盤の状況	30点	40点

この点、公園の維持管理においても、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を100点満点中わずか20点にとどめてしまうことには違和感がある。また、平成17年2月に、県人事課が本件各施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本件各施設のうち日峯大神子広域公園に関する留意事項として、「施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。」とされている（なお、文化の森総合公園についてはこの時点では検討対象となっていない。）。そして、この点に留意するのであれば、むしろ「効率的な管理運営（経済性の追求）」を重視すべきであって、安易にその配点を低くすべきではない。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の項目のうち、「管理運営費の縮減」（20点中15点配点）については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について、将来にわたって削減が期待できるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

他方で、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」が重要であることに異論はないが、これを重視しすぎると、結果として従前からの管理者が新規参入者と比較して有利になってしまうという弊害がある。

このような基準の変更手順、変更内容は、従前管理者に有利になるような取り扱いがなされたと見る余地があり、本件各施設に関する審査の公平性、公正性に疑念を生じさせかねない。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないよう、十分留意して行うべきである。

審査方法について（意見）

本件各施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県日峯大神子広域公園・徳島県文化の森総合公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは具体的な委託契約の内容が把握できない上（例えば平成18年度については契約期間の記載がなく、平成19年度については委託金額の記載がない。）県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続を徹底すべきである。

事業報告書について（指摘）

本件各施設について指定管理者から提出された平成18年度の事業報告書の内容は下記のとおりであり、収支差（利益）は0となっている。

〔平成18年度〕		（単位 千円）
収入	指定管理料	186,003
	自主事業収入	219
	計	186,222

支出	人件費	42,182
	維持管理費	122,799
	諸経費	21,241
	計	186,222

しかし、指定管理者の決算書では41万9000円の利益が発生していた。そこで、決算書と事業報告書の差異について確認したところ、決算書の内容が正確であり、報告書は収支を一致させるようにとの県の指導に従い、諸経費の一部を水増しして作成したものであったことが判明した。

このような取り扱いは、事業報告の内容が事実と反するものであるという点、及びそのような報告書の作成を県の指導で行ったという点で問題である。

また、事業報告書では、施設の管理運営に係る人件費として、平成18年度42,182,221円、平成19年度38,182,508円が計上されているが、これには、過年度の退職給付費用の引当不足額が平成18年度5,817,000円、平成19年度3,063,000円含まれていた。これらは当年度の管理運営経費とは無関係のものであり、これらの支出を管理運営経費として計上した収支計算書では、真実の収支の状況を誤認させる。

さらに、これらの事業報告書の数値に基づき、平成20年度の指定管理者募集時の参考資料が作成され、申請予定者に対して交付されている。これにより、従前管理者以外の団体が、本件各施設に対する収支の状況を誤認し、場合によっては申請を手控えるという事態につながりかねない。

〔指摘事項〕

事業報告書等、収支に関する報告については、指定管理者として正確な数字を提示する必要があるし、また、県としてもそのように指導すべきである。

修繕費について

1) 修繕費の内容について（意見）

基本協定書では、本件各施設の修繕費について、実際に要した修繕費用のうち、年間1470万円までは県が指定管理料の範囲で負担することになっている（基本協定書第26条）。すなわち、当該年度に実際に要した修繕費が147

0万円を下回った場合には、1470万円と当該年度に実際に要した費用との差額を、指定管理料から減額することとされている（基本協定書第9条5項）。

そして、平成19年度の修繕費として1207万409円が報告されているが、その中に下記のような内容が含まれていた。

）西側除草工（文化の森総合公園） 595,350円

）西側草地整理業務（文化の森総合公園） 198,681円

これらは、指定管理の対象区域外県有地の除草業務であり、指定管理業務とは全く無関係の業務である。

除草業務が県として必要であるならば、本来県は指定管理料とは別に予算計上し、県の予算において実施すべきであるところ、指定管理者に業務を依頼し、修繕費という名目で指定管理料として県が負担することは、予算の流用に該当する。

したがって、修繕費について、指定管理業務と無関係の費用を指定管理料として処理しないようにすべきである。

2) 修繕費の削減について（意見）

本件各施設について、すでに述べたとおり、修繕費は1470万円までの範囲については県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、ほとんどすべての修繕が、一者随意契約によって行われているが、やはり修繕費が県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

したがって、修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

モニタリングについて（意見）

本件各施設について、所管課はモニタリングを行っているとは説明するものの、

その結果をほとんど書面化しておらず、その内容が把握できないし、今後の引継もできない。

したがって、施設の利用状況については、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。

徳島県鳴門ウチノ海総合公園

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県鳴門ウチノ海総合公園】

所在地 鳴門市鳴門町高島字北679

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県都市公園条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 平成15年5月31日

施設概要、内容

施設規模 公園面積：22.1ha

主要施設 パークセンター、多目的芝生広場、デイキャンプ場、海底探検遊具、多目的コート、ウェーブコート、園路広場、遊歩道、駐車場、グラウンドゴルフ場等



指定管理前の管理状況

供用開始時から鳴門市に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	122,505,874
H16	133,705,300
H17	114,877,755

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数の推移

年度	利用者数（人）
H 1 5	2 0 1 , 0 5 1
H 1 6	2 0 2 , 5 3 6
H 1 7	2 0 1 , 6 4 8
H 1 8	1 8 8 , 2 4 7
H 1 9	2 2 2 , 1 6 5

2 指定管理者について

名 称 鳴門市

代表者 指定管理開始当時 市長 亀井俊明

現在 市長 吉田忠志

所在地 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 1 7 0

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成 1 7 年 8 月 1 0 日 募集要項の公表

平成 1 7 年 8 月 1 0 日 関係書類の配布開始

平成 1 7 年 8 月 1 9 日 現地説明会参加申込締切

平成 1 7 年 8 月 2 3 日 現地説明会の開催（参加者数・1 2 団体）

平成 1 7 年 9 月 9 日 関係書類の配布終了

平成 1 7 年 9 月 1 2 日 申請書類の受付

平成 1 7 年 9 月 2 0 日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名

外部	徳島大学大学院教授
外部	県中小企業団体中央会会長
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
内部	徳島県県土整備部次長
内部	徳島県県土整備部参事
内部	徳島県県土整備部建設管理課長
内部	徳島県県土整備部都市計画課管理・公園担当主幹

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年8月3日

募集要項の決定(所要時間1時間30分)

第2回選定委員会 平成17年10月13日

申請団体の状況及び申請内容の報告、詳細な審査基準の決定(所要時間2時間)

第3回選定委員会 平成17年10月19日

最終審査、指定管理候補者の決定(所要時間3時間)

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	30
効率的な管理運営(経済性の追求)	20
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	40
その他、地域への貢献及び連携等	10
計	100

選定結果

団体名	得点

(指定管理者) 鳴門市	72.2点
A 団体	67.8点
B 団体	62.9点
C 団体	62.5点
D 団体	54.2点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日

指定管理料実績額

平成18年度 107,060,593円

平成19年度 109,058,486円

第2 指摘及び意見

1 選定手続

選定委員の選定等(意見)

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員(現職県職員)であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等(意見)

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

[スケジュール]

平成17年8月10日 募集要項公表

同月 19日 現地説明会参加申込締切

同月 23日 現地説明会実施

同年 9月 20日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか9日で参加申込が締め切られ、そのわずか4日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月余りとなっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本施設の管理運営に関与していた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなると、やはり従前から本施設の管理運営にあっていた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承

されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	20点
・安定した管理のための 人的・物的経営基盤の状況	30点	40点

この点、公園の維持管理においても、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を100点満点中わずか20点にとどめてしまうことには違和感がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の項目のうち、「管理運営費の縮減」（20点中15点配点）については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選考委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「都市公園の管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

他方で、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」が重要であることに異論はないが、これを重視しすぎると、結果として従前からの管理者が新規参入者と比較して有利になってしまうという弊害がある。

このような基準の変更手順、変更内容は、従前管理者に有利になるような取り扱いがなされたと見る余地があり、本施設に関する審査の公平性、公正性に疑念を生じさせかねない。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。

審査方法について（意見）

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

この点、選定委員会では、点数が離れているなどという意見が出され、面接を実施しないことにされたが、各委員によっては実際に指定管理者となった鳴門市よりも、それ以外の申請者に対して顕著に高い得点を与えた委員が複数いたこと（いずれも外部委員である。）鳴門市の財政難を指摘する意見も出されていたことなど、各委員によって評価に違いがあったことが見受けられるところ、特に本施設では書面審査のみで顕著な結果が出ていたとは言い難い。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

2 基本協定書等の内容（意見）

修繕費について

本施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第25条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約（意見）

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県鳴門ウチノ海総合公園管理運営業務体制報告書」には、委託業者名や委託業務内容、契約期間、委託料を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは必ずしも具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認する手続を徹底すべきである。

モニタリングについて（意見）

本施設について、所管課はモニタリングを行っているとは説明するものの、その結果をほとんど書面化しておらず、その内容が把握できないし、今後の引継もできない。

したがって、施設の利用状況については、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。

徳島県月見が丘海浜公園

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県月見が丘海浜公園】

所在地 板野郡松茂町豊岡字山ノ手4 2 他

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県都市公園条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 平成19年4月1日

施設概要、内容

施設規模 公園面積：14ha

主要施設 管理棟（鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート床面積約1,300㎡エレベータ有）コテージ（10棟）エントランス広場、駐車場スポーツ広場、満



ち欠けの池、キャンプエリア、コテージ、芝生広場、月見の丘、遊びの森、幼児遊具広場、じゃぶじゃぶ池、人工海浜連絡デッキ等

指定管理前の管理状況

平成19年供用開始時から指定管理者制度導入

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	該当無し
H16	〃
H17	〃

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(人)	利用料金(円)
H15	該当無し	該当無し
H16	〃	〃
H17	〃	〃
H18	〃	〃
H19	391,180	18,079,600

コテージ料金

2 指定管理者について

名称 松茂町

代表者 指定管理開始当時 町長 広瀬憲発

現在 町長 広瀬憲発

所在地 板野郡松茂町広島字東裏30番地

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成18年8月10日 募集要項の公表

平成18年8月10日 関係書類の配布開始

平成18年8月21日 現地説明会参加申込締切

平成18年8月23日 現地説明会の開催(参加者数・22団体)

平成18年9月 8日 関係書類の配布終了

平成18年9月12日 申請書類の受付

平成18年9月22日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	徳島大学大学院教授
外部	県中小企業団体中央会会長
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
内部	徳島県県土整備部理事
内部	徳島県県土整備部次長
内部	徳島県県土整備部都市計画課長
内部	徳島県県土整備部空港地域整備課長

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成18年8月1日

募集要項の決定(所要時間1時間)

第2回選定委員会 平成18年10月17日

申請団体の状況及び申請内容の報告、詳細な審査基準の決定(所要時間1時間)

第3回選定委員会 平成18年10月23日

最終審査、指定管理候補者の決定(所要時間1時間)

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	35
効率的な管理運営(経済性の追求)	25
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	30
その他、地域への貢献及び連携等	10
計	100

選定結果

団体名	得点

(指定管理者)松茂町	71.8点
A団体	64.0点
B団体	58.4点
C団体	56.3点
D団体	56.0点
E団体	55.0点
F団体	54.3点
G団体	53.5点
H団体	47.3点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで(3年間)

指定管理料実績額

平成19年度 60,358,139円

(追加納付金 1,791,536円)

第2 指摘及び意見

1 選定手続

選定委員の選定等(意見)

本施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員(現職県職員)であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

募集期間等（意見）

本施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成18年8月10日 募集要項公表
同月21日 現地説明会参加申込締切
同月23日 現地説明会実施
同年9月22日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか11日で参加申込が締め切られ、そのわずか2日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月半となっており、この日程も極めて厳しい。

したがって、各申請者が十分な申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本施設に関する情報提供（意見）

本施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。

したがって、各申請者ができるだけ十分な情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（意見）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

したがって、審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

2) また、本施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 県民の平等な利用の確保と 施設の効用の最大限の発揮	30点	35点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点

この点、本施設のように一部有料施設がある場合、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには疑問がある。

しかも、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、所管課が提案した点数の計算方法により、機械的に算出されることとされ、各選定委員による裁量の余地はない。この点、募集要項に添付された審査基準では、「審査の視点」として、「管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。」「収支の内容が適正かつ実現可能であるか。」との内容が記載されているが、上記計算方法によって機械的に算出されるという審査の手法は、この「審査の視点」と整合しないように思われる。

したがって、審査基準の内容の決定や変更は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

審査方法について（意見）

本施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。

2 基本協定書等の内容

利用料金の取り扱いについて（指摘）

本施設の管理については、指定管理料が支払われる一方で、有料施設（コテージ）の利用料金の一部を指定管理者が受け取ることのできる規定となっている。具体的には、コテージの収益（収入 - 支出）額が、一定の基準額を上回った場合に、その超過額の半額を県に納付し、残りを指定管理者自身の収入とすることができる（基本協定書第9条4項）。

この点、コテージの支出の範囲については、特段の制限が設けられておらず、解釈上はコテージの修繕費もこの支出に含まれることになる。しかし、後に述べるように、修繕費は一定の限度があるとはいえ県が最終負担することになっており、指定管理者自身の負担とはならない。このため、コテージの修繕をしてもなくても、指定管理者の最終的な負担となる支出額は変わらない。しかし、コテージの修繕をした場合の方がしない場合に比べて、修繕費を支出として計上することによりコテージ収益が減少し、県への納付額が減少することになる。逆に言えば、指定管理者がコテージの修繕をすれば、指定管理者に帰属する利潤が増加するということになり、その不合理性は明らかである。

また、修繕費に限らず、「コテージの収益」を算出するに当たって控除されるべき支出の範囲が不明確である。つまり、本施設ではコテージ以外の施設が圧倒的に多く、施設全体での支出は多岐に渡る。他方で、「コテージの収益」と規定されている以上は、その算出に当たって控除されるべき支出はコテージの維持管理に

関して必要となった支出に限定されるべきであるが、控除対象となる支出とならない支出の区別が協定書の規定内容からは必ずしも明らかでない。

そして、現に指定管理者が「コテージの収益」の算出に当たって控除している支出の具体的な内容を見ると、

- 1) コテージのみについてなされた支出として全額を控除したもの
- 2) コテージには無関係の支出として一切控除しなかったもの
- 3) 本施設全体に関わる支出としてその2割(あるいはその他の割合)を控除したもの

があるが、このような取り扱いが果たして妥当といえるかは疑問がある。特に3)について、芝刈トラクタ用アタッチメントや軽トラック購入費などの支出を一律に2割控除しているが、その2割という割合には合理的な根拠がない。さらに、芝刈トラクタ用アタッチメント購入費については、コテージ利用とは極めて関係の薄い支出であり、2割の経費計上は過大であるとの感はぬぐえない。

〔指摘事項〕

利用料金の一部を県に納付する規定を採用する場合には、その算出方法を一義的かつ合理的な内容で規定すべきである。

3 指定管理の状況

委託契約(意見)

本施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ(基本協定書第18条)指定管理者から県に提出された「徳島県月見が丘海浜公園管理運営業務体制報告書」では具体的な委託契約の内容が把握できない上(平成19年度のもの一定の業務について外部委託する予定であることが記載されているだけであり、平成20年度のものも契約期間や業務内容の詳細等契約の具体的な内容は不明である。)は、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、委託契約については、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

したがって、委託契約は、その具体的な内容を事前に把握した上で承認する手

続を徹底すべきである。

修繕、備品購入費について

1) 修繕、備品購入費の内容について（指摘）

基本協定書では、本施設の修繕、備品購入費について、実際に要した費用のうち、年間1050万円までは県が指定管理料の範囲で負担することになっている（基本協定書第26条）。すなわち、当該年度に実際に要した修繕、備品購入費が1050万円を下回った場合には、1050万円と当該年度に実際に要した費用との差額を、指定管理料から減額することとされている（基本協定書第10条4項）。

そして、備品購入については、基本協定書に下記のとおりの規定がある（「甲」は県、「乙」は指定管理者）。

『〔基本協定書第10条（指定管理料の変更）〕

4項）修繕、備品購入費（執行に当たっては事前に甲の承諾を要する）については、第26条第1項及び第38条第3項の規定に基づき、当該年度に実際に要した費用が1050万円を下回った場合には、1050万円と当該年度に要した費用との差額を指定管理料から減額する。

〔基本協定書第38条（備品の取り扱い）〕

3項）県有備品が、経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該県有備品を購入又は調達するものとする。ただし、1件20万円以下の県有備品の更新及び新規備品の購入については、甲の承諾を得て、修繕費と併せた1050万円の調整枠の範囲で乙が実施するものとし、この場合、当該備品は甲に帰属するものとする。

5項）乙は、乙の任意により県有備品以外の備品を購入又は調達し、管理運営業務の用に供することができることとし、この場合、当該備品は乙に帰属するものとする。』

ところで、指定管理者から提出された「平成19年度月見が丘海浜公園決算

報告書について」と題する書面に添付された「事業報告書(収支計算書)」では、平成19年度に887万8139円の修繕費・備品購入費が発生したと報告されている。

このうち備品として軽トラックが913,000円で購入されている。これは、平成19年4月11日に県の承認なく指定管理者名義で購入していたものを、同年12月20日になって初めて県に対して備品購入の承認申請をし、これを県が基本協定書第38条3項ただし書きに基づいて承認したという経緯をたどっている。

この点、所管課によると基本協定書第38条3項ただし書きの「1件20万円以下の」という限定は、次の「県有備品の更新」だけにかかり、「新規備品の購入」には20万円という限定はないと解釈し、指定管理者が自己の費用で購入する必要はないと説明した。

しかし、このただし書きは、規定内容等から新規備品購入についても1件20万円以下のものに適用されるべきものであり、20万円を超える本件913,000円の新規の軽トラック購入について適用されるべき規定とは考えがたい。仮に、新規備品の購入については、20万円の限度はないと解釈して同3項ただし書きを適用するとしても、事前に県の承認が必要であることは同書第10条4項に明確に規定されている。このように、いずれにしても軽トラックを備品として購入した経緯には大きな問題がある。

次に、備品として芝刈トラクタ用アタッチメントが4,068,750円で購入されているが、これも県の承認なく購入されていたもの(記録によれば指定管理開始前の平成18年度に購入してしまっていたとの記載もある。)を、事後的に承認するという経緯をたどっているところ、その問題性は、金額、購入時期等からいっても、軽トラックよりもさらに大きいというべきである。

このように基本協定書上の規定に反する手続によって、県負担の備品購入とする取り扱いは、不適切であるという他ない。

〔指摘事項〕

したがって、修繕、備品購入費の処理について、指定管理者が適正な手続をするよう指導するとともに、誤った手続による申請に対しては、安易な追認を

するべきではない。

2) 修繕、備品購入費の削減について(意見)

本施設について、すでに述べたとおり、修繕費は1050万円までの範囲については県が負担する規定となっているところ、不必要な修繕を未然に防止する観点から、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については事前協議することが必要である。

また、ほとんどすべての修繕が、一者随意契約によって行われているが、やはり修繕費が県の負担となることからすれば、一定の金額等の基準を設けて、それを超える金額の修繕については、相見積もり、入札等により修繕費の削減を図るべきである。

したがって、修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

モニタリングについて(意見)

本施設について、所管課は、県のモニタリングも行っていると説明するものの、その結果を全く書面化しておらず、その内容が全く把握できないし、引継もできない。

したがって、施設の利用状況については、県自ら定期的にモニタリングを実施し、その記録をきちんと書面化すべきである。

徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場、徳島県幸町駐車場

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【富田浜第一駐車場】

所在地 徳島県徳島市富田浜町3丁目14番
富田浜町4丁目9番

根拠条例及び所管課

条例 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 昭和42年8月

施設概要、内容

施設規模 敷地面積 2,653m²

台数 普通自動車 72台

施設構造 平面式

主要施設 管理棟(鉄骨平屋)



【富田浜第二駐車場】

所在地 徳島県徳島市富田浜2丁目4番・22番・24番

根拠条例及び所管課

条例 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 昭和43年7月

施設概要、内容

施設規模 敷地面積 804m²

台数 普通自動車 38台

施設構造 平面式

主要施設 自動料金徴収システム、管理棟(鉄骨平屋)

【幸町駐車場】

所在地 徳島県徳島市幸町3丁目83番

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例

所管課 県土整備部都市計画課

供用開始 昭和43年7月

施設概要、内容

施設規模 敷地面積 804 m²

台数 普通自動車 44台

施設構造 平面式

主要施設 管理棟(鉄骨平屋)

【本件3施設】

指定管理前の管理状況

供用開始時から社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	46,884,000
H16	47,660,000
H17	47,827,000

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用者数(件)	利用料金(円)
H15	68,644	50,507,920
H16	61,566	46,058,160
H17	59,140	44,021,630
H18	62,986	48,713,380
H19	55,991	45,745,200

2 指定管理者について

名 称 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

代表者 指定管理開始当時 会長 岸 一郎 非常勤

現 在 会 長 岸 一 郎 非 常 勤

所在地 徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県総合福祉センター3階

設立時期 昭和30年3月22日

目的

徳島県における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等

組織

1) 役員

会 長 1名(非常勤)

副会長 4名(常勤1名〔県職員OB〕、非常勤3名)

理 事 19名(非常勤：うち現職県職員1名、県職員OB2名)

監 事 3名(非常勤)

2) 職員

常 勤 41名

非常勤 7名

出資者、寄付行為者別の出捐金額

基本財産：3,000,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所(本店)を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

平成17年8月10日 募集要項の公表

平成17年8月10日 関係書類の配布開始

平成17年8月19日 現地説明会参加申込締切

平成17年8月22日 現地説明会の開催(参加者数・8団体)

平成17年9月 9日 関係書類の配布終了

平成17年9月12日 申請書類の受付

平成17年9月20日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	徳島大学大学院教授
外部	県中小企業団体中央会会長
外部	徳島地方労働審議会委員
外部	公認会計士
内部	徳島県県土整備部次長
内部	徳島県県土整備部参事
内部	徳島県県土整備部建設管理課長
内部	徳島県県土整備部都市計画課管理・公園担当主幹

2) 選定委員会の開催状況

第1回選定委員会 平成17年8月3日 募集要項の決定(所要時間1時間30分)

第2回選定委員会 平成17年10月13日 申請団体の状況及び申請内容の報告、詳細な審査基準の決定(所要時間2時間)

第3回選定委員会 平成17年10月19日 最終審査、指定管理候補者の決定(所要時間3時間)

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	30
効率的な管理運営(経済性の追求)	30
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	30

その他、地域への貢献及び連携等	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者)(社福)徳島県社会福祉協議会	74.4点
A団体	71.6点
B団体	64.3点
C団体	54.9点
D団体	51.9点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日

納付金実績額

平成18年度 17,584,467円

平成19年度 15,998,518円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

対象施設の組み合わせ(意見)

平成18年に指定管理が導入された際、本件各施設について、同一の指定管理者による管理とすることとされた。本件各施設がいずれも駐車場であることからすれば、これを同一指定管理者の管理とすることにも一定の合理性があるようにも思われる。他方で、本件各施設は、いずれも社会福祉法人徳島県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に対して管理委託されていたものであり、指定管理移行時にもそのような事情が影響した可能性がある。仮にそうであるならば、従前管理者に対する優遇につながるものであり、疑問が残る。

また、県営駐車場は他にもあり、これらと一括して指定管理の対象とすることも

考えるべきである。

したがって、指定管理の対象施設の組み合わせについて、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（意見）

本件各施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

また、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、県において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

したがって、選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

利用時間について（意見）

本件各施設の利用時間は、下記のとおりである。

〔富田浜第一駐車場〕 8時～20時

〔富田浜第二駐車場〕 0時～24時

〔幸町駐車場〕 8時～20時

これは、指定管理者の募集前に募集要項によって一律に決定されてしまっている。つまり、申請者において、申請段階で、利用時間についてさらに利用者の利便を図る内容を提示することができないシステムになっている。このように、申請段階で利用時間に関する条件面での競争ができないシステムは、利用者の利便を図るべき駐車場の管理運営という観点からは疑問である。

なお、上記利用時間は、従前の管理委託時の利用時間をそのまま維持したものであり、このような条件設定のあり方は、従前管理者に対する配慮につながりかねない。

したがって、利用時間についても、申請段階における自由な競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。

募集期間等（意見）

本件各施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月10日 募集要項公表
同月19日 現地説明会参加申込締切
同月22日 現地説明会実施
同年9月20日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか9日で参加申込が締め切られ、そのわずか3日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月余りとなっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本件各施設の管理運営にあっていた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本件各施設に関する情報提供（意見）

本件各施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日（各施設についていえばそれぞれ数時間程度）であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなると、やはり従前から本件各施設の管理運営にあっていた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関

する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（指摘）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

- 2) また、本件各施設の審査基準のうち、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に対する配点は、100点満点中30点とされている。

この点、有料施設、無料施設を含めた県全体の基準では、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に対する配点が100点満点中30点であり、それぞれの施設に応じてその配点を上下10点の範囲で増減できていることになっている。

そして、本件各施設のように営利を目的とする施設であり、少なくとも現在では公益的な意義が著しく低下している施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が特に重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準そのままの100点満点中わずか30点にとどめてしまうことには強い疑問がある。また、平成17年2月に、県人事課が本施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本施設に関する留意事項として、「・・・近年では民間駐車場が増加し、利用台数は減少傾向にある。」とされているところ、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の視点は重要である。

このような施設の性質や現状に鑑みれば、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、その配点を県全体の基準よりも高く設定する方向を検討すべきである。

- 3) また、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の具体的な内容として、要項では「管理運営費の縮減」を掲げている。

これについて、第1回選定委員会で採用された審査基準をもとに作成された事務局案では、下記のとおり採点方法であった。

すなわち、本件各施設では利用料金制度を導入しており、申請者に、売上金

(利用料金収入) 経費、利潤額(申請者の確保する利益額)及び県への納付金を提示させる。そして、納付金の最高額を提示した団体を、満点の20点とし、事前に県が公表した基準額(最低額)4488万9000円を提示した団体を4点とする。

そして、その他の申請者の点数は、各自が提示した納付金を「提案額」とし、全申請者が提示する納付金のうち最高額のことを「最高提案額」として、

$$\text{得点} = 4 \text{点} + 16 \text{点} \times \frac{(\text{提案額} - \text{基準額})}{(\text{最高提案額} - \text{基準額})}$$

で算出されることとなっていた。

この点、第2回目の選定委員会において、内部委員から、各申請者が提示した納付金は、あくまで最低納付金額であり、実際の納付金額とは異なることから、納付金を「提案額」として採用するのは妥当でない旨の意見が出された。すなわち、各申請者がすべて、最高の売上金額を見積もった団体と同じ売上金額を計上し、かつ、経費は各申請者が提示した金額と同金額のままであると仮定した場合の見込納付額を計算し、これを「提案額」とするというものであった。この意見に基づき事務局案が修正され、委員会でこの修正案が採択決議された。

しかし、最も高く見積もった申請者の売上金をそのまま他の申請者に当てはめることは全く不適當である。しかも、収入増を図るためには、一般的には、それに伴って必要となる経費もある程度増大するはずであるが、上記採点方法では売上金を高く変更することに伴う経費変動については全く考慮しないことになるのであって、この点でも不適當である。

加えて、上記修正に伴い、「管理運営費の縮減」に関する得点(配点20点)と最終の合計得点(100点満点)が下記のように大きく異なる結果になった。

〔管理運営費の縮減(合計得点)〕

	修正前の基準	修正後の基準
社会福祉協議会	4.2(合計得点60.7)	17.9(合計得点74.4)

A団体	20.0(合計得点71.6)	20.0(合計得点71.6)
B団体	9.6(合計得点60.0)	13.7(合計得点64.3)
C団体	4.0(合計得点53.5)	5.4(合計得点54.9)
D団体	4.2(合計得点52.0)	4.1(合計得点51.9)

(注)上記修正が行われた第二回選定委員会では、他の項目の採点が行われていなかった。上記の合計得点は、当時の集計ではなく、事後的に監査人が他の項目の点数と合わせて集計したものである。

このように、上記採点方法の修正により、現実の採点結果が大きく変わり、指定管理者候補の選定結果に影響を及ぼした可能性があることから、上記修正の合理性には問題があるといわざるを得ない。

なお、さらに付け加えれば、上記採点方法の修正の提案がなされた第2回選定委員会は、申請者がすでに申請書類を提出した後に開かれたものであり、県はすでに上記採点方法の前提となるべき申請者提示の数字をすべて把握できる状況にあった。このような状況で、上記のように採点方法に修正を加えた事実は、不適切である。

〔指摘事項〕

審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。また、審査基準の内容の決定は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を重視すべきである。そして、本件各施設に関する審査基準のうち、特に「管理運営費の縮減」に関する項目について、申請書類提出後にその採点方法を修正した点は、その内容の合理性や手順の公平性、公正性の観点から不適切である。

審査方法について（意見）

本件各施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握

し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

議会承認の手續（意見）

選定手續は非公開にてなされ、選定された指定管理候補者を、指定管理者とするかにつき、県議会で承認手續を経ることになる。

この点、議会での資料には、指定管理候補者の提案内容と選定結果（審査項目別得点）が記載されているのみであり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容についての特段記載はない。

上記のとおり、上記各項目についてはその合理性、公平性、公正性に疑問があり、県議会でもその是非について議論がなされた上で承認手續がなされなければならない。

したがって、県議会での承認手續にあたり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。

3 基本協定書等の内容

修繕費について（意見）

本件各施設に要する修繕費について、基本的には、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担とされている（基本協定書第26条）。

しかしこのような抽象的な規定では、具体的に修繕の必要が生じた場合に、それが大規模修繕であるか否かが必ずしも明確でないことも十分に考えられる。

そのため、事後に県と指定管理者との間で意見が食い違うおそれがあるし、指定管理者募集段階においても、申請の意向を持つ団体が、そのような事態を懸念して申請を躊躇する可能性もある。

したがって、修繕費の負担については、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。

4 指定管理の状況

委託契約（意見）

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第18条）指定管理者から県に提出された「徳島県駐車場（富田浜第一、富田浜第二、幸町）管理運営業務体制報告書」には、外部委託なしとなっており、委託契約についての事前の承諾手続きは行われていない。

しかしながら、実際には保守契約等について、外部委託を行っており、基本協定書の規定に反している。

この点、所管課に確認したところ徳島県管理運営業務要求水準書で、特定会社と保守契約等を締結するように定められているため、それに従ったものであるとのことであった。

県が特定の会社と委託契約を締結するように要求している点について、その妥当性には疑問がある。また、たとえ徳島県管理運営業務要求水準書で要求されているとはいえ、基本協定書で事前の承諾が必要と定められている以上、その手続を履行すべきである。

管理の実情（意見）

- 1) 本件各施設のうち、富田浜第一駐車場と幸町駐車場の業務時間は午前8時から午後8時まで、機械による自動料金徴収システムを導入している富田浜第二駐車場のみ24時間の業務としているところ、この業務時間帯は指定管理開始以前と変更はない。
- 2) 本件各施設については、指定管理開始以降、特に新たな設備を導入している事実はない。
- 3) 本件各施設のうち、富田浜第一駐車場と幸町駐車場は、午後8時から翌日午前8時までには業務時間外であり、夜間は開放して無料での使用を認めている。

しかし、このような取り扱いに便乗して、収容台数を上回る夜間駐車が発生し、駐車場から出ようとする者との間でトラブルとなるなどして、毎週のように110番通報がある旨警察から指摘されている。また、夜間の管理外の時間

に駐車し、翌日日中も駐車し続け、同日夜間の管理外の時間に出車する者もいるようで、このような者の一部については、事実上駐車料金が回収できていない。

- 4) 本件各施設の利用状況は、管理委託時、指定管理後を通じて、下記のとおりである。

利用数（各施設合計）		利用料金（各施設合計）
（管理委託時）		
H15	68,644件	50,507,920円
H16	61,566件	46,058,160円
H17	59,140件	44,021,630円
（指定管理後）		
H18	62,986件	48,713,380円
H19	55,991件	45,745,200円

以上の利用状況を見るに、本件各施設については従前から利用数や利用料金が減少傾向にあったといえるが、指定管理後も必ずしもその状況は改善されていない。

- 5) 指定管理者によれば、経費節減に努めているとのことであるが、その内実は人件費カットであり、それも雇用人数は確保したまま、各従業員の給与をカットすることによって対応しているとのことである。
- 6) 以上のような管理の実情に鑑みれば、本件各施設については効率的な運営がなされているとは言い難い。

本件各施設は駐車場であり、その利用状況は周辺施設の状況等にも左右される面があるとはいえ、指定管理によって効率的な管理運営を目指すという目的には必ずしも合致しているとは言えない。

したがって、現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。

徳島県藍場町地下駐車場、徳島県松茂駐車場

第1 施設及び指定管理者等の概要

1 施設の概要

【徳島県藍場町地下駐車場】

所在地 徳島市藍場町1丁目

根拠条例及び所管課

条例 徳島県駐車場事業管理条例

例（昭和48年徳島県条例第5号）

所管課 企業局総務課経営企画室

供用開始 昭和48年4月1日

施設概要、内容

施設規模 面積 10,828㎡

収容台数 300台

形式 地下式自走式

主要施設 管制設備、受変電設備、

給排気設備、ポンプ設備

自動火災報知設備、泡消火ポンプ設備、テレビ監視設備

拡声設備、昇降機設備等



指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県企業公社に管理委託

平成15年度から同17年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H15	66,045,076
H16	57,965,746
H17	52,442,665

施設の利用状況

平成15年度から同19年度までの期間

利用台数及び利用料の推移

年度	利用台数	利用料金(円)
H 1 5	1 9 8 , 8 4 8	1 2 3 , 9 9 1 , 2 5 0
H 1 6	1 9 4 , 5 0 1	1 2 2 , 9 2 2 , 4 0 0
H 1 7	1 7 9 , 3 7 3	1 0 9 , 3 7 0 , 6 0 0
H 1 8	1 5 7 , 2 2 0	9 2 , 8 0 2 , 3 0 0
H 1 9	1 8 9 , 4 8 3	1 2 4 , 9 7 8 , 8 9 0

【徳島県松茂駐車場】

所在地 徳島県板野郡松茂町中喜来字前原東 5 番地

根拠条例及び所管課

条 例 徳島県駐車場事業管理条例（昭和 4 8 年徳島県条例第 5 号）

所管課 企業局総務課経営企画室

供用開始 平成 1 5 年 4 月 6 日

施設概要、内容

施設規模 面 積 6 , 3 7 5 m²

収容台数 2 3 0 台

形 式 広場式自走式

主要施設 駐車場管理室、管制設備、監視カメラ設備、照明設備、雨水排水設備、擁壁、防護柵、給水設備、植栽等

指定管理前の管理状況

供用開始時から財団法人徳島県企業公社に管理委託

平成 1 5 年度から同 1 7 年度までの管理委託費

年度	委託料(円)
H 1 5	1 2 , 4 7 1 , 8 6 3
H 1 6	1 4 , 9 7 1 , 8 7 7
H 1 7	1 3 , 9 6 2 , 5 1 5

施設の利用状況

平成 1 5 年度から同 1 9 年度までの期間

利用人数及び利用料の推移

年度	利用台数	利用料金(円)
H 1 5	8 8 , 8 9 7	5 0 , 4 8 0 , 0 0 0
H 1 6	7 3 , 7 6 7	6 0 , 8 3 6 , 1 5 0
H 1 7	7 2 , 0 0 8	5 2 , 2 8 7 , 4 0 0
H 1 8	7 5 , 1 9 2	5 5 , 6 9 6 , 0 5 0
H 1 9	6 1 , 8 6 9	3 7 , 8 2 8 , 2 0 0

2 指定管理者について

名 称 財団法人徳島県企業公社

代表者 指定管理開始当時 理事長 小泉弘司（常勤、企業局職員OB）

現在 理事長 原田武則（常勤、企業局職員OB）

所在地 徳島市藍場町1丁目4番地

設立時期 昭和48年3月31日

目的 企業局が設置する施設を管理運営し、県民の福祉増進に寄与する

事業内容 徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場の管理運営

組織

1) 役員

理事長 1名（常勤、企業局職員OB）

副理事長 1名（非常勤、現職県職員）

理事 4名（非常勤：うち現職県職員1名、県職員OB3名）

監事 2名（非常勤：うち企業局職員OB1名）

2) 職員

8名（常勤8名、うち県職員OB1名） 臨時職員含む

出資者、寄付行為者別の出捐金額

徳島県企業局 500,000円

3 指定管理者の選定について

申請資格

徳島県内に主な事務所（本店）を置いている法人等であることその他一定の事項に該当しないこと

指定管理者募集スケジュール

- 平成17年8月12日 募集要項の公表
- 平成17年8月12日 関係書類の配布開始
- 平成17年8月19日 現地説明会参加申込締切
- 平成17年8月22日 現地説明会の開催（参加者数・11団体）
- 平成17年9月14日 関係書類の配布終了
- 平成17年9月15日 申請書類の受付
- 平成17年9月30日 申請書類の提出の締切

審査方法

1) 選定委員の構成

外部内部の別と役職名

区分	役職名
外部	徳島県中小企業団体中央会会長
外部	財団法人日本建築士連合会委員
外部	公認会計士
外部	徳島地方労働審議会委員
内部	企業局次長（工務担当）
内部	企業局参事（経営企画担当）
内部	企業局総合管理事務所所長
内部	企業局総務課経営企画室長

2) 選定委員会の開催状況

- 第1回選定委員会 平成17年8月8日
募集要項の決定（所要時間1時間40分）
- 第2回選定委員会 平成17年10月21日
書類審査及び詳細な審査基準の決定（所要時間2時間10分）
- 第3回選定委員会 平成17年11月2日
最終審査、指定管理候補者の決定（所要時間2時間）

3) プレゼン・面接の実施状況

なし

審査基準及び配点

審査項目	配点
・ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ 施設の設置目的及び管理運営方針 ・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・ サービスの質の確保と向上を図るための具体的手法及び期待される効果	25
・ 収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤	25
・ 安定的な運営が可能となる人的能力 ・ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 ・ 駐車場の管理運営実績	40
・ 地域貢献度	10
計	100

選定結果

団体名	得点
(指定管理者)財団法人徳島県企業公社	74.225点
A団体	62.675点
B団体	57.750点
C団体	57.025点
D団体	53.775点
E団体	51.725点
F団体	51.425点

4 指定管理の内容について

指定管理期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

納付金実績額

平成18年度 71,079,000円

平成19年度 89,535,000円

第2 指摘及び意見

1 指定管理の基本的な内容

対象施設の組み合わせ（意見）

平成18年に指定管理が導入された際、本件各施設について、同一の指定管理者による管理とすることとされた。本件各施設がいずれも駐車場であることからすれば、これを同一指定管理者の管理とすることにも一定の合理性があるようにも思われる。他方で、本件各施設は、いずれも財団法人徳島県企業公社に対して管理委託されていたものであり、指定管理移行時にもそのような事情が影響した可能性がある。仮にそうであるならば、従前管理者に対する優遇につながるものであり、疑問が残る。

また、県営駐車場は他にもあり、これらと一括して指定管理の対象とすることも考えるべきである。

したがって、指定管理の対象施設の組み合わせについて、従前の管理状況にとられることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

指定管理料及び利用料金制等（意見）

本件各施設については、指定管理料の支払いはなく、指定管理者が本件各施設の利用料金を自己の収入として収受できるという、利用料金制が採用されている（基本協定書第20条）。

他方、指定管理者は県に対して、3年間で総額2億2000万円の固定納付金を支払うこと（基本協定書第21条）各事業年度の総収入が総支出を上回った場合にはその上回った金額の2分の1を変動納付金として支払うこととされている（基本協定書第22条）。

この点、本件各施設について利用料金制が採用されていること自体は、本件各施設の性質や指定管理者のインセンティブを高める効果があるという点から、妥当であると思われる。

他方で、上記固定納付金の金額は、指定管理者の募集前に募集要項によって一律に決定されてしまっている。つまり、申請者において、申請段階で、固定納付金額について増額した額を提示することができないシステムになってしまっているのである。このように、申請段階で価格競争ができないシステムは、経済性を重要すべき駐車場の管理運営という観点からは疑問である。

したがって、入札制度的な基準を取り入れるなどして納付金について、申請段階における自由な価格競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。

2 選定手続

選定委員の選定等（指摘）

本件各施設について、指定管理者選定委員会の委員の構成は、概要に記載したとおり、8名の委員のうち、4名が内部委員（現職県職員）であり、全体の半分以上を占めている。このような構成は、選定委員会による選定手続及び結果の公平性、客観性に疑問を生じさせるおそれがある。

特に、内部委員は、全員が徳島県企業局所属であるが、平成18年度の指定管理者に応募し、現実に選定された徳島県企業公社は、同局の全額の寄附行為によって設立された財団で、しかも同局の職員がその役員を兼任したり、徳島県企業局OBがその理事長に就任したりする慣行があるなど、同局との関係は極めて密である。このような関係に鑑みれば、その選定手続及び結果の公平性、客観性にはさらに大きな疑問を抱かざるを得ない。

さらにいえば、4名の外部委員についても、各団体からの推薦を受けるなどの手続を経たものではなく、同局において個別に就任を依頼したものであって、その点でも公平性、客観性に疑問がある。

〔指摘事項〕

選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。

募集期間等（意見）

本件各施設について、募集に関するスケジュールは、下記のとおりである。

〔スケジュール〕

平成17年8月12日 募集要項公表

同月19日 現地説明会参加申込締切

同月22日 現地説明会実施

（午前松茂駐車場、午後藍場町地下駐車場）

同年9月30日 申請書類等提出期限

上記スケジュールのうち、現地説明会は申請者にとって重要であるが、募集要項公表後わずか1週間で参加申込が締め切られ、そのわずか3日後には現地説明会が実施されることになっており、当初からその予定を把握していない者にとっては現地説明会自体に参加しづらい内容といわざるを得ない。

また、申請書類等の提出期限は、募集要項公表後1ヶ月半となっており、この日程も極めて厳しい。

このようなタイトなスケジュールを組んだ場合、従前本件各施設の管理運営にあっていた者が、そうでない者と比較して有利となることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。

本件各施設に関する情報提供（意見）

本件各施設に関する情報については、募集要項及びその資料に記載されている一定の内容のほか、現地説明会により、提供されることになる。

しかし、上記のとおり、現地説明会はわずかに1日（各施設についていえばそれぞれ数時間程度）であり、その情報提供の程度は極めて乏しい。そうなると、やはり従前から本件各施設の管理運営にあっていた者とそうでない者との間で情報の質及び量に格差が生じることは明らかである。

したがって、指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関

する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。

審査基準について（指摘）

- 1) 審査基準は、一応選定委員会に諮られるものの、事前に所管課である企業局にて既に作成済みのものを提示し、選定委員会の了承を得るという手順で決められており、実際の選定委員会での議事経過を見ても、原案が全く修正されることなく了承されている。

上記のとおり、所管課である徳島県企業局は、本件各施設の指定管理者に応募し、現に選定された徳島県企業公社と非常に密接な関係があるが、このような関係にある企業局が事実上その審査基準を策定していることになる。

以上のような手順、経過は、選定委員会の機能の一部である審査基準作成の形骸化を招き、ひいては、審査基準の公平性に疑問を抱かせることとなる。

- 2) また、本件各施設の審査基準は、所管課の提案により、県全体の基準と比較して、下記の項目の配点を下記のとおり変更した。

審査項目	全体の基準	変更後の基準
・ 平等な利用を図るための具体的手法 及び期待される効果など	30点	25点
・ 効率的な管理運営（経済性の追求）	30点	25点
・ 安定した管理のための 人的・物的経営基盤の状況	30点	40点

この点、本件各施設のように営利を目的とする施設であり、少なくとも現在では公益的な意義が著しく低下している施設において、「効率的な管理運営（経済性の追求）」が重要であることは明らかであり、これに対する配点を県全体の基準から下げること、100点満点中わずか25点にとどめてしまうことには強い疑問がある。また、平成17年2月に、県人事課が本件各施設を含む公の施設の見直しを検討した結果によれば、本件各施設に関する留意事項として、「・・・近年では民間駐車場が増加し、利用台数は減少傾向にある。」とされて

いるところ、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の視点は重要である。

このような施設の性質や現状に鑑みれば、「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、その配点を県全体の基準よりも低くするべきではなく、むしろ高く設定する方向を検討すべきである。

3) さらに、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の具体的な内容として、「収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤」を掲げている。

具体的には以下のとおり3つの基準を作って、申請者に提案額を提出させて企業局の作成した推計値と比較し、その乖離率の低い者に多く点数を与えている。

) 収支計画評価基準（配点5点）

収支差（収入から経費を差引いた差額）について、申請者の提案額と企業局推計値の乖離状況（割合）により判断する。

〔具体的な評価方法〕

申請者提案額 / 企業局推計値 = 乖離率

乖離率	1	~ 1.5	評価高い
	1.51	~ 2.0	↑ ↓
	2.01	~ 2.5	
	2.51	~ 3.0	
	3.51	~	

) 経費削減提案の実現確実性、具体性（配点4点）

経費について、申請者の提案額と企業局推計値の乖離状況（割合）により判断する。

企業局推計値より10%程度の削減が望ましく、評価が高いと考えられる。

〔具体的な評価方法〕

申請者提案額 / 企業局推計値 = 乖離率

乖離率	0.9以下	評価高い	
	0.9	~ 0.94	↑ ↓

0.95 ~ 1.0	
1.0 ~ 1.05	
1.05以上	評価低い

) 増収策提案の実現確実性、具体性 (配点4点)

収益 (売上げ) について、申請者の提案額と企業局推計値の乖離状況 (割合) により判断する。

企業局推計値は最低限必要な収益であるため、これと比較して10%~15%程度の増収を期待しており、評価が高いと考えられる。

〔具体的な評価方法〕

申請者提案額 / 企業局推計値 = 乖離率

乖離率	1.11 ~ 1.15	評価高い
	1.16 ~ 1.2	↑ ↓
	1.21 ~ 1.25	
	1.26 ~ 1.3及び	
	1.01 ~ 1.1	
	1.31 ~ 及び	
	1.0以下	

これによれば、各申請者の提示する上記項目に関する提案額により、機械的にその評価点が算出されることになる。各選定委員の裁量は上記基準によって機械的に算出される点数の、上下1点の範囲である。

上記3項目については、所管課である徳島県企業局が「推計値」なる数字を一方向的に設定し、その数字との乖離が大きければ評価が低くなるという基準で審査が行われている。つまり、申請者が合理的経営を計画し、その具体的な内容として大きな増収見込みや大きな経費削減見込みを提示した場合、結果として徳島県企業局の推計値と乖離することになるが、そのような提示は評価が低いものになってしまうのである。

このような評価方法に客観的な合理性があるとは考えにくい。

なお、上記採点方法は、申請書類が提出された後に決定されている。所管

課は各申請者の申請内容を把握した上で上記採点方法を検討できることになり、このような具体的な採点方法の決定の手順も、公平性、公正性に強く疑問を抱かせる。

- 4) 加えて、本件各施設の審査項目には、駐車場の管理運営実績という項目があり、具体的には下記のとおりとなっている。

〔駐車場の管理運営実績〕

駐車場を良好に管理運営又は経営した実績はあるか

- ・管理運営実績の有無（配点4点）
 - ・管理運営駐車場の規模（配点4点）
（300台以上5点、200台以上4点、100台以上3点、100台未満2点、実績無1点として、0.8を乗じて配点する）
 - ・管理運営駐車場の形式1（配点4点）
（地下式4点、立体式3点、広場式2点、実績無1点）
 - ・管理運営駐車場の形式2（配点3点）
（機械式5点、自走式3点、実績無1点として、0.6を乗じて配点する）
- 以上配点合計15点

しかし、このような項目、採点基準を定めると、従前本件各施設の管理運営にあっていた者には高得点が与えられることになり、実際指定管理者は、ほぼ満点に近い13.7点となっている。他方で、これまで駐車場経営に携わった経験のない者は、この項目では最低の点数しか得られず、事実上選定される可能性は極めて小さくなってしまう。駐車場経営につき、実績の有無がそれほどまでに重視されるべき事情があるとは考えがたく、このような項目、採点基準に合理性があるとは思われない。むしろ、このような基準は従前管理者を優遇する結果につながることは明らかであって、その公平性、公正性には強い疑問がある。

〔指摘事項〕

審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって

作成されるべきである。また、審査基準の内容の決定は、当該施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を軽視すべきではない。そして、本件各施設に関する審査基準のうち、特に徳島県企業局の合理性のない「推計値」によって評価点が算出される方法や、管理実績に関する項目、採点基準は、その合理性、公平性、公正性に強い疑問があるので、基本的に改めるべきである。

審査方法について（意見）

本件各施設について、具体的な審査は、書類審査のみであり、面接等は実施されていない。

しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もある。

また、面接等を公開して実施すれば、審査過程が客観的なものとなり、その公正性が担保されるというメリットもある。

したがって、県としては、面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

議会承認の手續（意見）

選定手續は非公開にてなされ、選定された指定管理候補者を、指定管理者とするかにつき、県議会で承認手續を経ることになる。

この点、議会での資料には、指定管理候補者の提案内容や同候補者の収支状況等、同候補者に関する情報は一定程度記載されているが、同候補者の役員、職員の関係や、他の申請者の提案内容、具体的な採点方法についての特段記載はない。

上記のとおり、上記各項目についてはその合理性、公平性、公正性に疑問があり、県議会でもその是非について議論がなされた上で承認手續がなされなければならない。

したがって、県議会での承認手續にあたり、指定管理候補者の役員、職員の関係（特に県や所管課との関係）、他の申請者の提案内容、具体的な採点方法等につ

いても、具体的に資料に記載して提出すべきである。

3 基本協定書等の内容

協定条項の変更と納付金額（意見）

変動納付金について、基本協定書では、本件各施設に係る総収入が総支出を上回った場合は、その差額の2分の1を県に対して支払うこととされている。この点、平成18年3月22日に締結された年度協定書では、総支出の対象となる費用が限定されており、法人税等の税金は総支出には含まれていない。しかし、平成19年2月22日に、変更協定書が締結され、法人税等の税金が総支出に含まれるように変更されている。

その結果、平成18年度では267万円、平成19年度で219万円、県への納付金額が少なくなっている。

募集要項、基本協定書、年度協定書の納付金計算の基準を初年度の決算直前に、しかも県への納付金額が少なくなるように変更したことは、不適當である。

4 指定管理の状況

委託契約（意見）

本件各施設に関する基本協定書では、第三者への委託については事前に県の書面による承諾が必要とされているところ（基本協定書第15条）指定管理者から県に提出された「徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場指定管理業務計画書」には、委託業者名や委託業務内容を記載した一覧表が添付されているが、これだけでは委託金額等具体的な委託契約の内容が把握できない上、県の側がこの内容について個別に検討を加えて承諾をした経過はうかがわれない。

委託契約の内容については、指定管理者選定の手続が公平公正になされるべき趣旨に照らしても、確実に承諾を得る手続を履行すべきである。

また、管理委託時の再委託先8社はすべて、指定管理移行後も同様に委託先となっており、そのほとんどが随意契約となっている点も、真実効率性を追求したものと見えるのかという点で、疑問が残る。

したがって、委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を迫及した委託契約を締結しているのかを具体的

に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

モニタリングについて（意見）

本件各施設のモニタリングは、平成18年度にはセルフモニタリングとしての報告書はなく、「利用促進策・サービス向上策の実施状況」と題する書面が年間で4回程度提出されていた。

しかし、その内容はアンケートの実施や、ホームページの開設などについて、ごく簡単に2、3行程度で記載したものであった。

また、平成19年度には「セルフモニタリング実施状況報告書」と題する書面が提出されるようになってきているが、その内容はほとんど「特になし」との記載のみで、たまに記載があってもごく簡単なものにとどまっていた。そのためか、上記各書面には、県職員の側が指定管理者から聞き取りをして、その内容を手書きで記載したという部分が何ヶ所か認められた。

この点、セルフモニタリングは、本来指定管理者にて実施し、これを県に報告しなければならないはずであって、このような取り扱いはセルフモニタリングの趣旨に反する。

したがって、指定管理者によるセルフモニタリング等を徹底、充実させるべきである。

管理の実情（意見）

本件各施設の利用状況は、管理委託時、指定管理後を通じて、下記のとおりである。

〔管理委託時〕

藍場町地下駐車場			松茂駐車場	
	利用台数	利用料金	利用台数	利用料金
	（管理委託時）			
H15	198,848 台	123,991,250 円	88,897 台	50,480,000 円
H16	194,501 台	122,922,400 円	73,767 台	60,836,150 円
H17	179,373 台	109,370,600 円	72,008 台	52,287,400 円

(指定管理後)

H18	157,220 台	92,802,300 円	75,192 台	55,696,050 円
H19	189,483 台	124,978,890 円	61,869 台	37,828,200 円

以上の利用状況を見るに、指定管理後も必ずしもその利用状況がよくなっているとは言い難い。

駐車場であり、その利用状況は周辺施設の状況等にも左右される面があるとはいえ、指定管理によって効率的な管理運営を目指すという目的には必ずしも合致しているとは言えない。

したがって、現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。

第4章 指摘及び意見の総括

第1 指定管理者制度の目指すもの

- 1 指定管理者制度は、公の施設について、民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、従前存在した管理委託制度に変わる形で創設されたものである。
- 2 今回監査にあたっては、このような制度目的に充分配慮された制度の導入が行われているか、また、指定管理者制度の導入後も制度の目的に合致した運用がなされているかに重点を置いて実施した。
- 3 確かに、指定管理者制度が導入されたことにより、従前の管理委託制度のもとでの施設管理に比べて、一定の住民サービスの向上や経費の節減が図られた事実は認められる。
例えば、住民サービスの点では、施設によっては開館日や開園日が拡大され、開館時間、開園時間が延長されたり、従前なかったイベントが企画されたりするようになった。
また、経費の点では、多くの施設で県負担額が一定程度削減された、施設によっては顕著な削減がなされたとの報告もある。
- 4 しかし、その一方で、徳島県における指定管理者制度の運用状況は、民間能力の活用という制度目的に充分適合しているとはいえず、住民サービスの向上、経費の節減等という点でも不十分な状況が見受けられた。

第2 徳島県における指定管理者制度の問題点

- 1 これまでに指摘し、あるいは意見を述べてきた各施設の指定管理者制度の実情から、徳島県における指定管理者制度における問題点を要約すると以下のとおりである。
- 2 競争確保の視点から

対象施設の組み合わせ

徳島県の指定管理者制度では、複数の施設が一括して指定管理の対象とされているものがある。そのうち、対象施設の組み合わせの合理性に疑問があると思われるのは下記の施設群である。

施設名	所管課	従前管理者	指定管理者
鳴門総合運動公園スポーツ施設 蔵本公園スポーツ施設 中央武道館	県民スポーツ課 (3施設共通)	徳島県スポーツ振興財団(3施設共通)	同左
日峯大神子広域公園 文化の森総合公園	都市計画課 (2施設共通)	徳島県建設技術センター(2施設共通)	同左
富田浜第一駐車場 富田浜第二駐車場 幸町駐車場	都市計画課 (3施設共通)	徳島県社会福祉協議会(3施設共通)	同左
藍場町地下駐車場 松茂駐車場	企業局総務課 (2施設共通)	徳島県企業公社 (2施設共通)	同左

これらの施設群は、すでに意見を述べたとおり、必ずしも同一管理者に管理運営をさせる合理性があるとは思えない。とりわけ、「鳴門総合運動公園スポーツ施設、蔵本公園スポーツ施設」と「藍場町地下駐車場、松茂駐車場」については、各施設が別の市町村にまたがり、かつ、施設間の距離も遠いことから、これらを一体で指定管理の対象にしたのは疑問である。

この点、これらの施設群は、いずれも従前同一管理者に管理委託していたという共通点があるところ、指定管理移行時にもそのような事情が影響した可能性がある。

仮にそうであるならば、従前管理者の優遇につながるものであり、自由な競争を阻害することから、民間能力の活用という制度目的からすると問題である。

選定委員の選定等

選定委員の選定に問題があることは、すべての施設において意見を述べてきた。

選定委員の半分が県の職員であることは、たとえ公正な選定手続が行われたとしても、外部から見た場合独立性に欠け、新規に参入しようとする者の参入意思をそぐ可能性がある。

特に、「日峯大神子広域公園、文化の森総合公園」と「藍場町地下駐車場、松茂駐車場」では、指定管理者と内部選定委員の所属部局の間に非常に密接な関係があり、外観的独立性という点では問題が大きい。

募集期間等、情報提供

募集期間等がタイトであること、また、情報提供が不十分であることは、全ての施設について意見を述べてきた。

これらは、従前管理者として施設を熟知している者に対し有利に作用するものであり、自由な競争確保という点で問題がある。

審査基準の設定、変更

1) 審査基準について、富田浜第一駐車場などでは、「管理運営費の縮減」の算出方法が、第2回選定委員会で、内部委員からの意見により事務局案が修正された。事務局案による算出方法では、各申請者が実際に提案した納付金の金額をもとに管理運営費の縮減が図れたかどうかを算出していた。これに対して、修正後では、最も高い売上金を提示した申請者と同額の売上が他の申請者でも計上され、かつ、売上の増減にもかかわらず経費の金額が一定であったとした場合に各申請者の納付金がどうなるかを計算し、その納付金の金額を基準として算出するという方法となった。この算出方法は、実際の納付金とは全く関係のない仮定の上での金額であり、その妥当性には大いに疑問がある。

また、この修正により、現実の採点結果が大きく変わり、指定管理者候補の選定結果に影響を及ぼした可能性がある。このように、特にこの施設の選定手続は、公平性、公正性の観点から不適切である。

2) また、各施設群の審査基準のうち、下記の審査項目に対する配点内容、基準からの加算には従前管理者に一方的に有利に働く可能性が強くその合理性に疑問がある。

施設名	審査項目	配点
神山森林公園	安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況	40点 (基準から10点加算)
日峯大神子広域公園など	同上	40点(同上)
鳴門ウチノ海総合公園	同上	40点(同上)
藍場町地下駐車場など	安定した管理のための人的・物的経営基盤	40点 (基準から10点加算)
	駐車場の管理運営実績	15点

選定委員会事務局の姿勢

「あすたむらんど」の休業日について、申請者のA社は利用者サービスの向上の観点から年中無休にすることを提案していた。これに対して、第2回選定委員会において、委員会事務局は冒頭で、県として安全性確保の見地から一定の休業日を確保する必要がある旨の発言が行われた。

この施設には、選定された指定管理者とA社の2者が申請をしていたところ、同指定管理者は、あすたむらんどの前管理者である徳島県観光協会のOBが、指定管理者制度創設直後に設立した会社であり、前管理者との関係が深い団体である。

つまり、委員会事務局の発言は、前管理者と関係の深い申請者に有利に作用するものであり、その反面、A社には不利益を及ぼす発言であり、自由な競争を確保するという観点からは大いに疑問がある。

ペナルティ制について

「アスティ」では、ペナルティ条項が設けられており、施設稼働率が基準を下回った場合には、指定管理料の減額や場合によっては指定取消しを受けることになる。このようなペナルティ条項は一般的には効率的な施設運営のインセンティ

ブになりうるものの、当該施設の管理運営に携わったことのないものに対して申請を躊躇させてしまう可能性もあり、広く申請者を募るという点ではマイナス要素となりかねない。

以上のとおり、徳島県における指定管理者制度への対応では、従前管理者への配慮がうかがわれ、自由な競争の確保という視点が十分ではないと思われる点が見受けられた。

今回個別に監査結果を報告した12施設群について、従前の管理者であった団体と選定手続の結果、指定管理者とされた団体は下記のとおりである。

施設名	従前管理者	指定管理者
文学書道館	県文化振興財団	同左
鳴門総合運動公園スポーツ施設など	徳島県スポーツ振興財団	同左
エディ、渦の道	徳島県観光協会	ネオビエント・県観光協会
出島野鳥公園	コート・ベール徳島	同左
アスティ	徳島県観光協会	同左
あすたむらんど	徳島県観光協会	ネオビエント
神山森林公園	神山町	同左
日峯大神子広域公園など	徳島県建設技術センター	同左
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市	同左
月見が丘海浜公園	なし（H19から供用開始）	松茂町（H19から）
富田浜第一駐車場など	徳島県社会福祉協議会	同左
藍場町地下駐車場など	県企業公社	同左

以上の施設群について、従前管理者と変更があったのは「エディ、渦の道」と「あすたむらんど」だけである。

そして、「エディ、渦の道」は従前管理者である徳島県観光協会を含む共同体が

選定されていること、新たに「エディ、渦の道」と「あすたむらんど」の指定管理に携わることになったネオビエントは、徳島県観光協会と深い関係があることから言えば、上記施設群ではすべて従前管理者と何らかの関係のある団体ということになる。

このような選定の結果から見ても、果たして自由な競争の結果によるものであったのかについて疑問が残る。

3 住民サービスの向上に対する視点から

「文学書道館」の特別展示等の経費など

「文学書道館」での特別展示等に要する経費については、指定管理者が受領した指定管理料の中から支出することになっている。しかしながら、特別展示等の内容を充実させればさせるほど指定管理者の支出が増えることから、特別展示等の充実に対するインセンティブが働かない。

利用者数に応じた報奨金給付等、利用者へのサービス向上の視点に立った規定の導入を検討する必要がある。

駐車場の利用時間の設定

「富田浜第一駐車場など」では、施設の利用時間があらかじめ募集要項で一律に決定されており、申請者の側で利用者サービス向上のために利用時間を延長することができなくなっている。この取扱いは、利用者サービスの向上という視点から問題であるとともに、従前管理者に有利に働く結果となる点でも問題である。

施設全体の安全性など

「鳴門総合運動公園スポーツ施設など」については、いずれの施設も築後相当の年数が経過している。

しかし、修繕の必要性について具体的に確認した形跡はなく、利便性、安全性について十分な配慮がなされているのか疑問があり、広く住民の利用に供されるべき公の施設の、あるべき姿とは言いがたい。

管理の実情

「出島野鳥公園」については、すでに意見を述べたとおり、管理の実情は利用者の立場、便宜を考えての管理とは言いがたい状態であり、住民サービスの向上という制度目的からも大きな問題がある。

また、「富田浜第一駐車場など」では、夜間の駐車場の無料開放により、利用者間でのトラブルが頻発するなど、住民サービスが向上しているとは言いがたい状態である。

さらに、「藍場町地下駐車場など」では、指定管理後の利用状況は必ずしも芳しくない。

このような管理の実情に対し、県は特段の対応をしているとは認められず、住民サービス向上に対する意識が希薄であると言わざるを得ない。

4 経費の節減等に対する視点から

価格競争の抑制

「藍場町地下駐車場など」では、指定管理者からの納付金について、固定金額を一律に決定しているため、価格競争ができないシステムになっている。

しかし、駐車場は本来営利を目的とする施設であり、当然に経済性を重視すべきである。このように価格競争できないシステムは、経費の節減等を図るという指定管理者制度の制度目的から大きく外れるものである。

審査基準について

審査基準（具体的な配点）に関して、当該施設の性質や平成17年2月の県人事課の見直し内容との関係から見て、経済性に関する審査基準について問題があると思われる施設群は、下記のとおりである。

施設名	審査項目	配点
エディ、渦の道	効率的な管理運営 (経済性の追求)	2.5点(基準から5点減)
出島野鳥公園	同上	2.5点(同上)
アスティ	同上	2.5点(同上)
あすたむらんど	同上	2.5点(同上)

神山森林公園	同上	20点(基準から10点減)
日峯大神子広域公園など	同上	20点(同上)
鳴門ウチノ海総合公園	同上	20点(同上)
月見が丘海浜公園	同上	25点(基準から5点減)
富田浜第一駐車場など	同上	30点(基準から加算せず)
藍場町地下駐車場など	同上	25点(基準から5点減)

これらの施設群のうち、駐車場は本来営利を目的とする施設であり、当然に経済性を重視すべきであって、基準である30点から加算した配点を検討すべきである。この点、「藍場町地下駐車場など」では、県全体の基準からさらに5点低い25点の配点となっており、価格競争できない固定納付金制度の採用とあわせて、経済性の観点からは大いに問題があるといえる。

また、上記施設群のうち、「神山森林公園」と「鳴門ウチノ海総合公園」以外の施設群は有料施設を備えているが、有料施設を備えている場合は経済性を軽視すべきではなく、基準である30点より配点を低くする合理性は見いだしがたい。

さらに、公園等では、平成17年2月の県人事課による公の施設見直しの際、「施設維持費に比べて使用料収入が少なく、一般会計の負担が(非常に)大きいので、(大幅な)経費削減を図る。」とされている施設群が多いことなどに鑑みても、やはり経済性を軽視するような配点をした点は妥当とは言いがたい。

具体的な採点方法についても、ほとんどの施設で効率的な管理運営の点数が一律の計算式によって導かれていることや、「藍場町地下駐車場など」では企業局推計値との乖離状況により評価の高低が決まるなどの問題がある。

委託契約について

指定管理者から第三者への委託契約締結の際に、一者随意契約という形で締結されたものが多く見受けられた。このような契約締結のあり方では、どうしても委託料が高額になってしまうことは明らかであり、入札や相見積もりを原則とすべきである。

また、委託契約締結の際、県の承諾手続が徹底されていないことは、全ての施設群について意見を述べてきた。委託契約の内容、委託料などはその施設群の管

理運営のコスト等に大きく関わる事柄であり、その妥当性は厳格に判断すべきである。

このように、委託契約の締結や内容に対するチェックの甘さからも、経済性を重視する姿勢が見られない。

事業報告書について

事業報告書の内容に問題があった施設群は、下記のとおりである。

施設名	主な問題点	指摘・意見の別
鳴門総合運動公園スポーツ施設など	添付されていた指定管理者の貸借対照表の内容の食い違いがある点	意見
エディ、渦の道	収支報告書の内容が実態と異なり、報告書作成過程も不適切である点	指摘
アスティ	収支報告書の内容が実態と異なり、しかも所管課が収支内容を合理的理由なく変更した点	指摘
あすたむらんど	収支報告書の内容が実態と異なり、しかもその原因が経費の水増しである点	指摘
日峯大神子広域公園など	収支報告書の内容が実態と異なり、しかもその原因が経費の水増しである点	指摘

以上の主な問題点の多くは、各施設群の管理運営によって利益が発生しているにもかかわらず、事業報告書ではあたかも利益を得ていないかのような内容となってしまうことである。

このように報告内容が不正確であることやその報告内容に対する所管課による指導のあり方等が、それ自体大きな問題であることについては、すでに指摘したとおりである。そして、このような報告がなされてしまえば、以後の指定管理者選定手続の際、その施設群の管理運営に報告された程度の経費がかかるものという前提で検討されることとなり、その結果指定管理料を高額に設定してしまうことにもなりかねない。このような事態は、経済性と矛盾すること明らかである。

修繕費などについて

修繕費などについて、問題があった施設群は、下記のとおりである

施設名	主な問題点	指摘・意見の別
アスティ	翌年度執行の経費を当年度計上した点 新規物品購入費を修繕費として計上した点	意見
あすたむらんど	新規物品購入費などを修繕費として計上した点	意見
日峯大神子広域公園など	指定管理業務と無関係の支出を修繕費として計上した点	意見
月見が丘海浜公園	指定管理者にて負担すべきではないかと思われる備品購入費を県負担として処理した点 上記処理手続も不適切である点	指摘

以上の主な問題点のうち、「アスティ」、「あすたむらんど」、「日峯大神子広域公園など」の3施設群に関するものは、いずれも本来修繕費には含まれるべきではない支出を修繕費とすることで、県が指定管理料の範囲でその費用を負担したものである。つまり、県は本来負担すべきではない支出を負担したのである。

また、「月見が丘海浜公園」についても、本来指定管理者が負担すべきではないかと思われる支出を、県が事後的な手続によって追認し、負担したものである。このように、指定管理者による不適切な処理に対するチェックが不十分であり、あるいは、不適切な処理に対して安易に追認するなどして、県が不必要な支出をすることは、施設の管理運営における経済性を軽視した処理というほかはない。

県への納付金の算定方法の事後的変更

「藍場町地下駐車場など」では、総収入が総支出を上回った場合には、その差額の2分の1を県に対して支払うこととなっているが、その算定方法について、

事後的に県への納付金が少なくなるように変更されている。このような変更は、その妥当性に大きな疑問がある。

県によるモニタリングの状況

県によるモニタリングがほとんどなされていない、あるいはなされているというもののその結果が書面化されていないなど、不十分であることは、ほとんどの施設群について意見を述べてきた。

このような県の姿勢では、各施設群の管理運営が不適正であったり、非効率であったりしても、これをチェックできないことになる。

以上のとおり、価格競争の抑制、審査基準のあり方、委託契約、事業報告書、修繕費の内容などのチェックや対応、基本協定の内容の事後的変更、モニタリングのあり方に対する姿勢など、徳島県における指定管理者制度では、経済性に対する視点が不十分であると思われる点が見受けられた。

5 その他の問題点

指定管理の期間について

「あすたむらんど」では、指定管理期間を5年と定められている。しかし、指定管理期間を長期に定めると、管理のあり方を固定化するなどして、柔軟な施設の管理運営という指定管理の趣旨にそぐわないことになる。短期に定めた場合と長期に定めた場合のメリットとデメリットを具体的に比較検討して決定すべきである。

報奨金制について

「あすたむらんど」では報奨金制が導入されているが、報奨金を支払う基準が年度を追うごとに緩やかになっており、効率的な管理運営を図るという報奨金制の趣旨にそぐわない。報奨金制の導入に当たっては、施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。

利用料金制等の導入

「出島野鳥公園」について、一部有料施設があるが、利用料金制も報奨金制も採用されていない。出島野鳥公園はその利用が低迷していることからすれば、利用料金制あるいは報奨金制を導入し、施設利用の充実をはかるよう検討すべきである。

審査基準について

審査基準について、所管課にて事前に作成されたものがそのまま採用されていることに対する問題については、すべての施設において意見を述べた。

審査基準については、選定委員会の独立した意見が反映されるような手続によって作成されるべきである。

審査方法について

審査方法は、ほとんどの施設で書類審査のみであり、面接等は実施されていない。しかし、書類審査のみで各選定委員がそれぞれの申請者の意向をどの程度把握し、イメージできるか、疑問であるし、申請者の側としても、直接自己の意向を説明したいという希望を有している可能性もあることから、面接等の導入を検討すべきである。

修繕費の規定について

修繕費の負担について、大規模修繕は県の負担、それ以外の修繕は指定管理者の負担と定められている施設がある。このような抽象的な規定では、具体的な修繕費の負担が県負担であるのか、指定管理者負担であるのか必ずしも明確でないことが起こりうる。

したがって、もっと明確に規定するよう検討すべきである。

利用料金の取扱いについて

「月見が丘海浜公園」では、コテージ収益（収入－支出）が一定の基準額を上回った場合、その超過額の半分を県に納付させることになっている。しかし、コテージ収益算出のもとになる支出の範囲に、指定管理者が負担しない経費が含まれていたり、支出の範囲が不明確であったりする等納付金の算定方法には問題が

ある。

議会承認手続について

指定管理候補者を指定管理者として承認する県議会での資料について、その内容が不十分である施設があった。

県議会での承認手続にあたり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。

6 平成21年度からの指定管理者選考手続について

指定管理者選定手続の状況

平成18年度から指定管理者制度が開始した施設群のうち、指定管理期間が3年間であったものは、平成21年3月末でその期間が終了する。そこで、平成21年度からの指定管理者の選考手続が進められているが、その状況は下記のとおりである。

施設名	現在の指定管理者	平成21年度以降の指定管理者(予定)	申請団体数 (前回申請団体数)
エディ、渦の道	ネオビエント・県観光協会	同左	1(3)
出島野鳥公園	コート・ベール徳島	同左	2(3)
神山森林公園	神山町	徳島中央森林組合	3(2)
日峯大神子広域公園 文化の森総合公園 蔵本公園 新町川公園	県建設技術センター (蔵本公園、新町川公園は 県直営)	県建設技術センター	2(6)
鳴門ウチノ海公園 鳴門総合運動公園(公園 部分)	鳴門市(鳴門総合運動公園 は県直営)	鳴門市	3(5)

富田浜第一駐車場など	県社会福祉協議会	同左	3 (5)
藍場町地下駐車場など	県企業公社	同左	2 (7)
佐那河内いきものふれあいの里	佐那河内村	同左	2 (2)
総合福祉センター	県社会福祉事業団	同左	1 (1)
ライトホーム	県社会福祉事業団	同左	1 (2)
障害者交流プラザ (交流センター)	県社会福祉事業団	同左	1 (2)
障害者交流プラザ (スポーツセンター)	ハッピー	同左	1 (2)
美馬野外交流の郷	四国開発土木	同左	1 (3)
腕山放牧場	県酪農業協同組合	同左	1 (0)
高丸山千年の森	かみかつ里山倶楽部	同左	1 (3)
借上公共賃貸住宅	シティ・ハウジング	同左	2 (2)
埋蔵文化財総合センター	県埋蔵文化財総合センター	同左	1 (1)

以上の内容を見れば、全体として申請者数が前回から大きく減少していることがよく分かる。

しかも、公募した17の施設群につき、平成18年度には申請者が複数であったにもかかわらず、平成21年度では申請者が1者となっている施設が6施設群に及んでいる。

また、事業報告書の内容に問題があると指摘した5施設群のうち、今回募集対象となったのは「エディ、渦の道」と「日峯大神子広域公園など」であるが、「エディ、渦の道」は前回申請者が3者であったものが今回は1者だけに、「日峯大神子広域公園など」は前回申請者が6者もあったのに今回はわずかに2者に、それぞれ大きく減少している。この結果は、事業報告書の内容が不正確であり、その施設の管理運営による利益の状況が正確に知らされなかったことも影響しているのではないかと懸念される。

そして、結果として、「神山森林公園」以外は全て前回指定管理者がそのまま選

定されている。

なお、「神山森林公園」について言えば、前回指定管理者である神山町が申請をしなかったこと、従前から神山町は「神山森林公園」の管理業務の大半を徳島中央森林組合に委託していたこと、今回はその徳島中央森林組合が指定管理者に選定されたことなどの経緯に鑑みれば、これについても実質的には管理者は変わっていないということもできる。

このように、申請者が軒並み減少し、選定結果もほぼ従前管理者と変更なしといった状況は、民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減等を図るといった指定管理者制度の目的から見て、大いに問題のある状況といえる。

対象施設の組み合わせについて

今回の選定手続では、基本的に対象施設の組み合わせは変更されていない。すでに意見を述べた、各駐車場の組み合わせに変更はなく、「日峯大神子広域公園」と「文化の森総合公園」の組み合わせも維持されたままである。

他方で、「鳴門総合運動公園のスポーツ施設以外の部分」が「鳴門ウチノ海総合公園」と組み合わせられ、「蔵本公園のスポーツ施設以外の部分」と「新町川公園」が、「日峯大神子広域公園など」と組み合わせられている。

しかし、「鳴門総合運動公園」と「鳴門ウチノ海総合公園」は明らかに別の施設であり、これを組み合わせることに合理性はない。むしろ、「鳴門総合運動公園」は、同じ敷地内にある同公園のスポーツ施設と併せて指定管理の対象とすることが管理経費の節減や利用者サービスの向上といった点から合理的であると思われるが、それぞれ別々に指定管理の対象とされ、結局別の指定管理者によって管理運営されることとなった。

また、「蔵本公園」、「新町川公園」も「日峯大神子広域公園など」と組み合わせることに合理性はない。そして、「蔵本公園」は、やはり同じ敷地内にある同公園のスポーツ施設と併せて指定管理の対象とすることが合理的であると思われるが、別々に指定管理の対象とされ、別の指定管理者によって管理運営されることになった。

このような組み合わせとなったのは、「鳴門総合運動公園」のスポーツ施設の部分とそれ以外の部分、「蔵本公園」のスポーツ施設とそれ以外の部分がそれぞれ県

の所管課が異なることから生じたものと思われる。

経費の節減や住民サービスの向上を犠牲にしてまで、県の所管課単位で指定管理の対象施設を決定することは改める必要があると思われる。

7 まとめ

このように、徳島県の指定管理者制度の状況には、民間能力の活用、住民サービスの向上、経費の節減等という制度目的のそれぞれについて、大なり小なりの問題点が見受けられた。

このような状況が続けば、新規参入しようとするものがなくなり、指定管理者制度はますます形骸化することになりかねない。

今後は、従前の管理状況にとらわれることなく、新規参入者の視点に立ち、むしろいかにして有効な民間能力を取り入れるかという観点で、従前のサービス内容との比較ではなく、その施設が本来もっている効用を最大限に発揮したサービスを提供するとの観点で、従前要していた経費との比較ではなく、民間事業者と同じ目線で厳格な経費管理を行い、施設によっては徹底した合理化を図るとの観点で、指定管理者制度を運用していく必要があると思われる。

少なくとも、ここで指摘あるいは意見を述べた点については、もう一度制度の目的に立ち返って充分検討を加え、改善すべき点は改善し、より良い指定管理者制度となるよう切に望むものである。

指摘及び意見の一覧表

施設名	指摘及び意見の要旨
全施設共通	<p>1 選定委員の選定等（意見）</p> <p>選定委員会について、全体に占める内部委員の割合や外部委員選任の手續等の点に疑問があるところ、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。</p> <p>2 募集要項の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間等（意見） <p>指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者が公平に申請準備ができるように、余裕を持った募集期間等のスケジュールにするなど、配慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供（意見） <p>指定管理の対象となる施設の状況を初めて知ることになる者も含めて、各申請者ができるだけ公平に情報を得られるように、現地説明会に十分な時間を確保し、またその日程を複数回設け、さらにはその他施設や経営状況に関する具体的な資料を提供するなど、十分に配慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準（意見） <p>審査基準は、選定委員会の独立した意見が反映されるような手續によって作成されるべきである。</p> <p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約（意見） <p>委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結している</p>

	<p>のかを具体的に確認すべきである。</p>
<p>文学書道館</p>	<p>1 基本協定書等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示等の経費など（意見） <p>利用者数に応じた報奨金給付制度の導入や、特別展示等に要する経費につき、事前事後にその内容を確認することを前提として、県が最終的に負担する制度の導入など、その展示内容の充実や利用の促進を確保するための方策を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕費（意見） <p>修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>2 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約（意見） <p>委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング（意見） <p>施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。</p>
<p>鳴門総合運動公園スポーツ施設 蔵本公園スポーツ施設 中央武道館</p>	<p>1 対象施設の組み合わせ（意見）</p> <p>指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。</p> <p>併設されている駐車場や遊具等の施設と一括して指定管理者の管理とすることも考えるべきである。</p> <p>2 指定管理の状況</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書（意見） 事業報告書等、収支や管理の実態に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理等の結果その内容が変更された場合には、改めてその内容を提出させるべきである。 ・モニタリング（意見） 施設の利用状況は、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。 ・施設全体の安全性等（意見） 施設の安全性、利便性を十分に点検し、必要な修繕等を速やかに実施すべきである。
エディ 渦の道	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査基準等 <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準（意見） 審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。 ・審査方法（意見） 面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。 2 修繕費（意見） 修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと

	<p>明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約（意見） <p>委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。</p> ・事業報告書（指摘） <p>事業報告書等、収支に関する報告は、具体的、かつ正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして県自らその真実性を確認すべきである。</p> ・モニタリング（意見） <p>県への納付金額が利用料金収入額によって上下する規定となっている場合には、県自ら指定管理者の利用料金収入の状況について具体的な確認をすべきである。</p>
出島野鳥公園	<p>1 指定管理の基本的な内容（意見）</p> <p>利用状況が不十分である本施設については、利用料金制あるいは報奨金制その他指定管理者にインセンティブを与える制度を導入するなど、施設利用の充実を図るための具体的な方策を検討すべきである。</p> <p>2 審査基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準（意見） <p>審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員</p>

	<p>の裁量を尊重する方法を採用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査方法（意見） <p>面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。</p> <p>3 修繕費（意見）</p> <p>修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>4 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング（意見） <p>指定管理者に対して施設の利用状況を正確に把握するよう指導することはもちろん、県自らモニタリングを徹底して行い、本施設の管理の実情を理解し、その問題点を改善するよう指導すべきである。</p> ・ 管理の実情（指摘） <p>利用者の立場に立った管理、運営を行うよう、徹底して指導し、その利用の充実を図るべきである。</p>
<p>アスティ</p>	<p>1 ペナルティ等の条項</p> <p>ペナルティ等の条項は、新規参入者を過度に躊躇させるような内容になっていないか、十分に検討して導入を決定すべきである。</p> <p>2 審査基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準（意見） <p>審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視す</p>

るような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。

・審査方法（意見）

面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

3 指定管理の状況

・委託契約（意見）

委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

・事業報告書（指摘）

指定管理者から提出された内容を合理的理由なく修正することは絶対に許されない。また、事業報告書等、収支に関する報告については、正確な数字を提示させるよう指導することは当然であり、決算処理の結果、収支が最終的に確定した時点で、改めてその収支の内容を提出させるべきである。

・修繕費の内容（意見）

指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。

・修繕費の削減（意見）

修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング（意見） <p>指定管理者による具体的な支出は、県自らその内容を事後的にきちんと確認する手続を取るべきである。</p>
<p>あすたむらんど</p>	<p>1 指定管理の基本的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理の期間（意見） <p>指定管理期間の定めは、指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、具体的な施設について、短期に定めた場合と長期に定めた場合のメリットとデメリットを具体的に比較検討して決定するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「報奨金制」（意見） <p>「報奨金制」の導入に当たっては、それが当該施設の効率的な管理運営に資するかという視点をもって、具体的に検討すべきである。</p> <p>2 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準（意見） <p>審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査方法（意見） <p>選定委員会において、事務局は、特定の申請者に利益または不利益に作用するような発言や議事進行をすべきではない。</p> <p>面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用するべきである。</p>

	<p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約（意見） 委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。 ・事業報告書（指摘） 事業報告書等、収支に関する報告は、正確な数字を提示させるよう指導することは当然として、その数字が正確なものであるか否かについて、当該指定管理者の決算書を精査するなどして、県自らその真実性を確認すべきである。 ・修繕費の内容（意見） 指定管理者が誤った報告あるいは請求をしないよう指導するとともに、報告等される修繕費の内容を精査し、県自らその真実性を確認すべきである。 ・修繕費の削減（意見） 修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。
<p>神山森林公園</p>	<p>1 審査基準（意見） 審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。</p> <p>2 修繕費（意見） 修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと</p>

	<p>明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約（意見） 委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。 ・モニタリング（意見） 施設の利用状況について、指定管理者が正確な報告をするよう指導するとともに、報告される利用状況を精査して県自らその真実性を確認すべきであるし、県によるモニタリングのあり方ももっと充実させるべきである。
<p>日峯大神子広域公園 文化の森総合公園</p>	<p>1 対象施設の組み合わせ 指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。</p> <p>2 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員の選定等（指摘） 選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。 特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。 ・審査基準（意見） 審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。 ・審査方法（意見）

	<p>面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。</p> <p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書（指摘） <p>事業報告書等、収支に関する報告は、指定管理者として正確な数字を提示する必要があるし、また、県としてもそのように指導すべきである。</p> ・修繕費の内容（意見） <p>修繕費は、指定管理業務と無関係の費用を指定管理料として処理しないようにすべきである。</p> ・修繕費の削減（意見） <p>修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。</p> ・モニタリング（意見） <p>施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。</p>
<p>鳴門ウチノ海 総合公園</p>	<p>1 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準（意見） <p>審査基準の内容の決定や変更は、公平性、公正性に配慮すべきであり、特に従前管理者と新規参入者との間に不公平が生じないように、十分留意して行うべきである。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査方法（意見） 面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。 2 修繕費（意見） 修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。 3 モニタリング（意見） 施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施すべきである。
<p>月見が丘海浜公園</p>	<p>1 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準（意見） 審査基準の内容の決定や変更は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設について、安易に経済性を軽視するような決定、変更をすべきではない。また、審査基準は各選定委員の裁量を尊重する方法を採用すべきである。 ・ 審査方法（意見） 面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。 <p>2 利用料金の取り扱い（指摘） 利用料金の一部を県に納付する規定を採用する場合には、その算出方法を一義的かつ合理的な内容で規定すべきである。</p>

	<p>3 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕、備品購入費の内容（指摘） 修繕、備品購入費の処理について、指定管理者が適切な手続をするよう指導するとともに、誤った手続による申請に対しては、安易な追認をするべきではない。 ・修繕、備品購入費の削減（意見） 修繕について、事前に県と協議することや相見積もり、入札等によって行うことなどを指導し、今後はそのような内容を基本協定書に規定するなどして、修繕費の削減を図るよう対策を講じるべきである。 ・モニタリング（意見） 施設の利用状況は、県自ら定期的にモニタリングを実施し、その記録をきちんと書面化すべきである。
<p>富田浜第一駐車場 富田浜第二駐車場 幸町駐車場</p>	<p>1 対象施設の組み合わせ（意見） 指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。</p> <p>2 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間（意見） 利用時間について、申請段階における自由な競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。 ・審査基準（指摘） 審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を重視すべきである。

	<p>そして、審査基準のうち、特に「管理運営費の縮減」に関する項目について、申請書類提出後にその採点方法を修正した点は、その内容の合理性や手順の公平性、公正性の観点から不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査方法（意見） <p>面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。</p> ・ 議会承認の手續（意見） <p>県議会での承認手續にあたり、具体的な採点方法や他の申請者の提案内容等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。</p> <p>3 修繕費（意見）</p> <p>修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>4 指定管理の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約（意見） <p>県が特定の会社と委託契約を締結するように要求している点について、その妥当性には疑問がある。また、たとえ徳島県管理運営業務要求水準書で要求されているとはいえ、基本協定書で事前の承諾が必要と定められている以上、その手續を履行すべきである。</p> ・ 管理の実情（意見） <p>現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。</p>
藍場町地下駐	1 指定管理の基本的な内容

<p>車場 松茂駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の組み合わせ（意見） 指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。 ・指定管理料及び利用料金制等（意見） 利用料金や納付金は、入札制度的な基準を取り入れるなどして、申請段階における自由な価格競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。 <p>2 選定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員の選定等（指摘） 選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。 特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。 ・審査基準（指摘） 審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、特に有料施設では経済性を軽視すべきではない。 そして、審査基準のうち、特に申請者の提案額と徳島県企業局の「推計値」によって評価点が算出される方法や、管理実績に関する項目、採点基準は、その合理性、公平性、公正性に強い疑問があるので、基本的に改めるべきである。 ・審査方法（意見） 面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。 ・議会承認の手続（意見） 県議会での承認手続にあたり、指定管理候補者の役員、職員の関
---------------------	--

係（特に県や所管課との関係）、他の申請者の提案内容、具体的な採点方法等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。

3 協定条項の変更と納付金額（意見）

変動納付金について、募集要項、基本協定書、年度協定書の基準を初年度の決算直前に、しかも県への納付金額が少なくなるように変更したことは、不適當である。

4 指定管理の状況

・委託契約（意見）

委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

・モニタリング（意見）

指定管理者によるセルフモニタリング等を徹底、充実させるべきである。

・管理の実情（意見）

現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。